

平成28年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成28年12月19日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成28年12月19日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	中根信一郎	2番議員	岡野豊
3番議員	伊藤和子	4番議員	小澤哲夫
5番議員	吉筋恵治	6番議員	中根幸男
7番議員	鈴木托治	8番議員	西田彰
9番議員	亀澤進	10番議員	山本俊康
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	長野了
税務課長	村松達雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	高木純一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	小島行雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	三浦健	議会書記	高木孝真
--------	-----	------	------

10 会議に付した事件

- 議案第78号 森町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 森町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第80号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正
する条例について
- 議案第82号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービ
スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に
係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 平成28年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第85号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成28年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 平成28年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 平成28年度森町病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第89号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について
- 議案第91号 森町道路線の廃止について
- 議案第92号 森町道路線の認定について

- 発議第 2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 発議第 3号 次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について
- 一般質問
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 議案第93号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

< 議事の経過 >

- 議長 (片岡 健 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
- 日程第1、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。
- 最初に、第一常任委員会委員長、亀澤進君。
- 9番議員 (亀澤 進 君) 平成28年度第一常任委員会、所管事務調査に係る委員長報告をいたします。
- 9月議会定例会において議決されました、第一常任委員会の所管事務調査を、第二常任委員会と合同で、11月15日・16日に第一・第二常任委員会委員全員と副町長同行のもと、議会事務局職員2名が随行し、総勢15名で行いました。
- 第一常任委員会は、愛知県長久手市根嶽にある「愛知たいようの杜ゴジカラ村」の「ゴジカラ村から見る多世代共生手づくり社会について」と、岐阜県郡上市の「郡上市情報化計画について」を調査目的として視察を行いました。
- 長久手市は名古屋市東側に隣接し、面積は21.55平方キロメートル、人口は約5万5千人で、名古屋市のベッドタウンとして発展し、平成24年1月に市制を施行し現在の長久手市となりました。
- 名古屋に隣接した市西部は住宅地・商業施設などが多く都市化が進んでいますが、市東部は今なお自然を多く残しており、市街化された都市と自然豊かな田園の両面を併せ持っています。

東洋経済新報社「住みよさランキング2016」では、県内1位、全国2位にランクされています。住みよさランキングで全国トップクラスに位置する要因は、快適度、子育てがしやすいといった各種調査で日本一に輝き、今も人口流入が続いている状況にあります。

今回当地を選んだ理由もそこにあり、人口減によって日本の半数の自治体が消滅の恐れがあると指摘される中、長久手市は何が違うのか、その根幹となる考え方を探るべく、現長久手市長「吉田一平氏」が平成23年に町長に就任するまでの約30年かけて作り上げた施設「愛知たいようの杜ゴジカラ村」を視察することとなりました。

15日午前10時にゴジカラ村に到着し「ゴジカラ村から見る多世代共生手づくり社会について」視察研修を開始しました。

愛知たいようの杜ゴジカラ村は小高い雑木林の中にあり、幼稚園、託児所、特養、ショートステイ、デイサービス、ケアハウス、訪問看護ステーション、ケアプランセンター、地域包括支援センター、古民家、喫茶店などの施設が雑木林を守るように、自然の中に溶け込むように建てられていました。

運営主体は民間で社会福祉法人、NPO法人、株式会社等により運営され、簡易な補修や整備、物づくりなどできることはすべて利用者やボランティアがするそうです。

施設についてはこの道16年というボランティアの村瀬さんという女性の方が説明や案内をしてくれました。

ここのコンセプトは「地球上のあらゆるものの存在、あらゆる人の訪れを大切に、もっとゆっくりした暮らしを取り戻し、その中でお年寄りが生きていてよかったと思えるような生活を作り上げること……」で、いろいろな人にいてもらって、いろいろな人に交わってもらい仕掛け作りをし、みんなで守る安心感と信頼感が快適な暮らしを支えることだ、ということを訪れる人に教えてくれる場所である、とのことでした。

それぞれの施設について仕掛けづくりの興味深い一例をご紹介しますと、子どもから大人まで誰でも自由に施設に出入りでき、食堂で

食事をとることもできる特養施設。

入所者のために敢えて見通しの悪い廊下にして、その向こうへの期待感を持たせたり、人目を避けられるように工夫している特養やケアハウス。

一日中自然と戯れて遊ぶだけの「もりの幼稚園」は、特に遊具もなく毎日が遠足のように、子どもにとっての隠れ家もたくさんあり、いつもどこかで笑い声が響いている。

いつでも誰でも自由に利用できる古民家は、不便で手間暇がかかり面倒で煩わしいのですが、やることがいっぱい役割と居場所があるコミュニティとなっている。

併設の託児所は、ボランティアで来ているときや急な用事ができたとき、またちょっと遊びに行きたいときなど、お母さんだけの時間が欲しいときに利用できる。

同系列の他の施設では、介護度4・5の方の部屋を8畳ほどの広さにとって一部畳を敷いてあり、家族も時間制限なく無料で寝泊まりできるようになっていて、職員が携われる時間は1日2から3時間程度、残りの時間となる部屋の掃除から看取りまでを家族が補えるようなシステムになっている。

小学校の近くにある「だいたい村」という特養施設では、子どもたちが「ただいまー」と気安く立ち寄り、夕方になると親が迎えに来るといった、学童保育のような状況ができています。

ぼちぼち長屋という木造2階建てのアパートでは、1階に介護度3程度の方が住める部屋を13室設け、専属のヘルパーが常駐し、2階には普通のOLさん用の部屋が4室と子育て中の家族が住み、玄関は1階の一つで、子育て中の家族は1階の部屋の前の廊下の一番奥の階段で自分たちの部屋へ行くようになっている。昔にあった大家族のような暮らしの風景が広がっている。

他にもたくさんの仕掛けづくりがありますが、とても紹介しきれません。共通して言えることは、他の事業所と比較して職員にとっては非効率で面倒、利用者にとっては不便で煩わしさがありますが、

それ以上に安心感と信頼が得られる取組であると感じました。

村瀬さんの説明の中で「30年かけてこのような形になりましたが、決してこれがいい、これが最高、これが完成ということではありません。いつもいつも未完成で、ここの暮らしも少しずつ良くなっていけばいいんじゃないかという価値観でやっています」といった、深いお話も聞くことができました。

他の委員から提出していただいたレポートでは、この施設（コミュニティ）を創造し指導した方の強い考え方を感ずる。子ども時代はこのようにあってもよい、人や社会はこのような関わりも必要だ、子どもと老人の関わりは大切であるとか、教えるよりも子どもたちに気づかせる仕組みとなっている。それを見る大人たちにも関わらせたり感じさせることを促している。大変興味深く貴重な存在で良い勉強となったとのことでした。

住みよさランキングでトップクラスを維持する長久手市は何が違うのか、考え方の根幹が垣間見えた研修でした。

以上で愛知たいようの杜ゴジカラ村での所管事務調査を終了し、次に、16日午後2時30分より岐阜県郡上市にて「郡上市情報化計画について」視察研修を開始しました。

郡上市は岐阜県のほぼ中央部に位置し、郡上おどりや白鳥おどりで有名な日本一の踊りの町として知られています。平成16年に7箇町村が合併して現在の人口は4万3千人ほどで、面積は1,030.75平方キロメートルとなり、森町の約7.7倍になります。

山間地特有のテレビ電波障害対策により、光ファイバーによるケーブルテレビが全戸に引かれ、インターネットの利用や市の情報発信の媒体としても利用されています。

世の中が急速にデジタル化されていく中、そこに対応していかななくてはならないと、ICTの活用により更なる行政の効率化や市民へのサービスを充実させるために、郡上市は平成22年度から26年度までの5年間における情報化計画を策定し、それらの結果を踏まえ27年度から31年度までの第2次情報化計画を策定しました。

ICTの活用については、他市町と比較して森町は後れを取っていると常々感じているため、今回、計画を策定して実行している郡上市の状況を調査することとなりました。

はじめに郡上市の担当課職員より第1次情報化計画の取り組みと実績について説明していただきました。

分野別基本計画は、「1、産業・雇用」「2、環境・防災・社会基盤」「3、健康・福祉」「4、教育・文化・人づくり」「5、自治・まちづくり」「6、行政事務の効率化と住民サービスの向上」の6つに分けられ、分野別に細目が上げられ、どんな取り組みをするか詳細が書かれていました。

実績については、実績のあったもの、見送ったもの、検討中のもの、実績のなかったもの等それぞれ実行してみて結果を出していました。

第1次の結果を踏まえ、第2次では（1）新たな行政需要に対応するためのICTの活用、（2）行財政運営の健全化を踏まえたシステム管理の最適化、（3）災害等危機管理への対応、（4）情報通信基盤の維持・強化、（5）情報セキュリティ対策の徹底といった5つの課題が挙げられ、分野別の計画が詳細に出されていました。

1次と2次の課題について変化したところは、1次にあった年齢の違いによる情報格差の拡大とソフトウェアの適切な管理が2次ではなくなっていました。そして新たに、災害等危機管理への対応と情報通信基盤の維持・強化が2次で掲げられていました。

これらのことから、時代の変化に対応していることが見受けられます。

本計画を作るに当たってどのような職員配備をしたのか確認したところ、情報課から担当者1名と各課から年齢30代くらいの主査クラスを情報化リーダーとして選出してもらい、検討を重ね、業務委託をせずに独自で計画を策定したとのことでした。

説明の中で「ICTの知識は職員の中でも格差があるのは明白ですが、行政は急速に技術が向上している情報化時代に、市民に遅れ

ないようしっかり対応していかなければならないと考えています」と取り組み姿勢を見せられました。

他の委員のレポートでは、郡上市が細部にわたり取り組む姿勢が説明からうかがえた。個人としてはICTに対する勉強不足のため全体内容がつかみきれなかった。今後の社会環境を考えれば、特に行政においてはより専門のチームを置き、今後に備える必要は強く感じる事となった、とのことでした。

今回2箇所の視察研修は大変参考になり、今後の森町にも十分活かせると感じました。いただいた資料は各担当課にお渡しし、参考にさせていただきたいと思います。

以上で、第一常任委員会、所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長
4番議員

(片岡 健 君)次に、第二常任委員会委員長、小澤哲夫君。
(小澤 哲 夫 君)平成28年度第二常任委員会、所管事務調査に係る委員長報告をいたします。

9月議会定例会で議決されました、第二常任委員会の所管事務調査を、第一常任委員会と合同で、11月15日、16日にかけて第一常任委員、第二常任委員全員と、副町長が参加、議会事務局職員2名が随行し、総勢15名で実施いたしました。

第二常任委員会は、岐阜県高山市の「町並みの景観保全について」と飛騨市の「宅配サービスについて」を調査目的として、視察研修を行いました。

15日に、高山市の飛騨高山まちの博物館にて、「町並みの景観保全について」の視察研修を行いました。

高山市教育委員会文化財課中井剛彦課長よりあいさつをいただいた後、高山市の成り立ちからの歴史、伝統文化、観光などの概要、そして町並みの保存とその活動について説明を受けました。

高山市の成り立ちは、約400年前に豊臣秀吉の命を受けて飛騨の国を平定した金森長近が、城下町の形成に着手したことから始まりました。金森長近は、1588年から高山城の築城を始め、16年かけて

行いましたが、同時に城下町の整備を行いました。高山城は小高い山の上に築き、その城を取り囲むように高台を武家の屋敷に、一段低いところの宮川の東側に町人の町を整備しました。この町人の町が古い町並みの元となり、現在朝市を始め観光客が訪れる場所「重要伝統的建造物群保存地区」「市街地景観保存区域」になっています。また、武家屋敷の東側の山に沿ったところに京都になぞらえて寺院群を設けました。

金森家の統治は6代続きましたが、1692年に江戸幕府の直轄地となりました。飛騨の豊富な木材や鉱物資源が目当てではなかったのかといわれています。このとき武家屋敷は取壊しとなりましたが、町人と寺院の地域はそのまま残されました。

金森氏が京都になぞらえて寺院などを配置して作った京文化の香り高い町に、幕府直轄による統治のための江戸文化が入り込み、これが融合して、高山祭に代表される風土や文化が育まれてきました。そうして幕府直轄後に栄えた商家町が「古い町並み」として残っていきました。

高山祭は、春の山王祭と秋の八幡祭の総称で、16世紀後半から現在まで続いている祭りです。山王祭は4月14・15日、八幡祭は10月9・10日に行われています。この高山祭を含む33件の「山・鉾・屋台」行事が、このほどユネスコ無形文化財に登録されました。また、飛騨の伝統文化が「飛騨匠の技・こころ一木とともに、今に引き継ぐ1300年一」として日本遺産にも本年4月に認定されています。

町並みの保存についてですが、国の文化財として厳しい制限により伝統的町並みを保存する「重要伝統的建造物群保存地区」と、その周辺地域の町並み景観を市の独自条例により保存する「市街地景観保存区域」があり、高山祭の屋台組織等を単位とした住民による市街地景観町並保存会が計21団体組織され、更にそれらの連合組織として「高山市景観町並保存連合会」があり、保存活動に努めているとのことです。

こうした活動は、町並みの整備や周遊客の増加などにつながって

きましたが、少子高齢化の進展により伝統文化の後継者不足もあり、新しい取り組みとして、町並み保存部会、広報部会、子ども伝承部会の専門部会を設置し、それぞれ様々な検討をして活動を始めているとのことです。

市としての対応ですが、重要伝統的建造物群保存地区においては、修理と修景とに分けて助成を行っています。修理は、江戸時代から昭和30年に建てられた住宅、土蔵、灯籠などの伝統的建物で、改築・修繕等を行う場合、補助率80パーセント、限度額9,000千円、修景は、伝統的建造物以外のもので修繕等を行う場合、補助率80パーセント、限度額5,000千円とのことです。また、木造建築で住宅密集地区でもあり、火災が心配されることから、グループ自動火災警報器設置に対する助成も行ってきたようです。更に重要伝統的建造物群保存地区以外の景観保存区域に対しても、新築・改築、修景、耐震補強工事、看板の設置などを行った場合、様々な補助金・助成をしているとのことです。市街地景観保存区域保存会の活動に対しても、市の保存計画に基づく事業を対象として、1世帯当たり1,800円から3,600円を基準に助成しているとのことです。

このほか、市街地景観保存条例を制定し、保存区域の景観の規制に取り組んでいます。また、無電柱化事業や側溝に石や木製のふたを使用しての道路修景事業や、事業者にも協力を依頼し景観阻害物の撤去や、デザインが景観に配慮された店舗等にしてもらうなど、良好で潤いのある町並みの景観形成に努めているとのことです。

高山市の古くからの町並みが残った要因として、地理的条件などもあり、宮川の西側を中心に他の地区への住宅地などの開発がされたことにより、高山祭と相まって商人・町人のまちが保存されてきたようです。高山市の町並みを保存するというような取り組みにおいては、多額な経費と住民の理解が必要となります。その経緯と規模等において森町と一概に比較はできませんが、町並みの保全や遠州の小京都の森町らしい景観形成に、方向性の教示の一つとなりました。

翌16日に飛騨市役所において「宅配サービスについて」の視察研修を行いました。

最初に小倉孝文副市長、野村勝憲副議長の歓迎のごあいさつをいただいた後、飛騨市の概要と宅配サービスの取り組みについて説明を受けました。

飛騨市は高山市の北側にあり、岐阜県の最も北に位置し、富山市とも接し、山林が92パーセントを占めています。平成16年に2町2村が合併して3万人の市となり、財政調整基金も合併後に57億円を増加させ82億円となっているとのことです。

観光の面では、高山市には後れをとっているようですが、最近では、アニメ映画「君の名は。」のモデル地だったことで有名になり、高山線古川駅や図書館に毎日何百人もの観光客が訪れているとのことです。また、飛騨の古川祭も高山祭と同様に33件の「山・鉦・屋台」行事として、このほどユネスコ無形文化財に登録されました。

野村副議長においては、森のまつりが行われた11月5・6日に、祭保存会の広報担当理事として来町され、視察されながら楽しまれたとのことです。

宅配サービスについてですが、飛騨市にはなかった会社のコンビニエンスストアが飛騨市に進出し、宅配サービスも行いたいとの情報を飛騨市が得たとき、市長から市と提携して行ってはどうかとの提案もあり、交渉していったのが始まりのようでした。交渉は若干難航したようですが、本年5月に何とか協定締結にこぎつけ、宅配時において、安否情報、不審者情報や道路状況などの通報も市にさせていただくこととなりました。

当初は、市内全域を対象とはしていますが、店から半径5キロメートルの範囲内で宅配サービスを行うとしています。現在宅配サービスの契約件数は、数件にとどまっているとのことです。店は家族経営にて行っているため、売上げ安定を優先し、軌道に乗ってきたところで宅配サービスに力を入れていくこととしたためであるとのことでした。

飛騨市には国道41号が通り、観光客が多いということもあるようですが、コンビニ店数が13店舗もあり、人口比率では森町の倍以上の店舗数で競争が激しいという一面もあるようです。

宅配サービスの品は、おにぎり・弁当から日用品までインターネット、カタログ、店舗から選択・注文するもので、午前10時30分までに注文すれば、翌日に自宅や事務所に配達されるものとなっています。配達時間は昼便と夕便があってどちらかを選択でき、また、店舗でも同様に受け取ることができます。弁当や総菜は、栄養学専門の医師が監修し、健康的な体にいい内容で毎日替わるものもあるようです。価格的には、配達するというところで、多少割高に設定されているとのことでした。

飛騨市では宅配サービスを契機に本年7月から、買物弱者対策支援事業も立ち上げました。これまでも移動販売事業者はありましたが、山間地ということもあり移動範囲が広すぎて、全ての地区に移動販売することはでき得ませんでした。移動販売するには、販売用車両に冷凍・冷蔵の設備が必要ですが、その販売用車両の購入費・改造経費に対し、補助率3分の1、補助限度額1,000千円の補助をすることにしました。また、移動販売の運行経費の燃料費、人件費、車検費、冷蔵設備等の修繕費に対しても、年間補助限度額400千円の交付基準を設け、事業の継続と新規参入を促すことになりました。

移動販売する品は、生鮮食料品や弁当、日用雑貨品で、個人商店やJAが行っています。うち1件は、飛騨市内の個人商店からの預かり販売で、売れ残った商品は毎日その個人商店へ返品することになっているとのことでした。これにより、ほぼ毎日全地区に移動販売車が入り、高齢者などの買物弱者が自ら必要なものを選んでの買物ができるようになり、また、その買物自体が楽しみとなり、生き生きとした生活になっているとのことでした。

森町においても山間地をかかえ、買物に不便な地区があり、更に高齢化が進んでいる中で、町中心部や南部地区においてもスーパーなどの店には歩いてはいけない距離の世帯が多数あり、買物弱者が

多くなってきていることは否めません。本格的な買物弱者対策の検討の時期にきていると思われれます。現在一部の業者による移動販売や宅配サービスもありますが、今後の町の対策の一つとして参考になる事例でありました。

今回の高山市と飛騨市の視察研修は、現在策定中の第9次森町総合計画、あるいは遠州の小京都のまちづくりの具現化に向け、また、高齢者対策や買物弱者対策など、その方法のひとつとしての参考となり、大変有意義な所管事務調査となりました。

以上で、第二常任委員会、所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長 (片岡 健 君) 以上で、常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第2、議案第78号「森町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第78号「森町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第79号「森町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第79号「森町税条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第80号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第80号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第81号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第81号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第81号「森町介護保険法に基づく指定地域密着

型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第82号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第82号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第83号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第83号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第84号「平成28年度森町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、中根幸男君。

6番議員

（中根幸男君）6番、中根幸男でございます。ただいま討論に付されております議案第84号「平成28年度森町一般会計補正予算（第8号）」に対し、賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算は、補正前の歳入・歳出予算の総額にそれぞれ125,789千円を追加し、補正後の歳入・歳出予算の総額を7,614,453千円とするものであります。主な内容は、民生費では、介護保険特別会計の財政運営基盤の強化・安定を図るため、介護保険特別会計への操出金50,000千円が計上されております。

農林水産業費では、農業振興事業費として、国の補正予算で措置された補助金を活用し、トラクター等の農業機械・施設及び、乗用型茶防除機導入に係る、担い手確保・経営強化支援事業費補助金8,552千円、並びに集出荷貯蔵施設及び、育苗ハウス整備に係る、産地パワーアップ事業費補助金として24,446千円が計上されました。

また、山村振興事業費には、県の中山間地域農業振興整備事業費補助金を活用した、荒茶製造工程への色彩選別機導入に対する補助金6,760千円が計上されております。これらは、国・県の補助制度を有効に活用しての予算措置であり、森町農業の振興と担い手の確保、また山村振興を図る上で重要な予算であると考えております。

土木費では、道路新設改良費に、国の社会資本整備交付金を活用し、町道太田川圃場南4号線の改築工事費16,000千円が追加計上されております。

また、国の補正予算に伴う防災・安全交付金を受けて、橋梁点検業務委託料7,000千円が追加計上されました。都市計画費には、国、

県ともに一般住宅耐震化を促進する上で、平成29年1月から30年3月までの期間ですが、補助金の嵩上げ措置等が決定されたことを受けて、建築物等耐震化促進事業費補助金4,182千円が追加計上されております。

消防費では、消防署の定期点検で見つかった消火栓2箇所の修繕費4,137千円が計上されましたが、これも火災等有事に備えて必要な予算措置と考えます。

教育費では、藤本商会の藤本氏、並びに匿名の方からいただいた寄附金を活用し、小・中学校の図書を購入する経費が計上されまして、大変ありがたいことだと感謝をいたしております。

いずれにいたしましても、今回の補正予算は、国・県の補助制度を有効に活用する中で、農業振興や企業誘致に係る工業団地基盤強化事業、並びに建築物等耐震化促進事業など、森町の振興発展と住民生活に必要な予算措置であることから賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議 長 (片 岡 健 君) 他に討論はありませんか。

3 番、伊藤和子君。

3 番議員 (伊 藤 和 子 君) 3 番、伊藤和子でございます。ただいま討論に付されております、議案第84号「平成28年度森町一般会計補正予算(第8号)」について賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算は補正前の歳入歳出にそれぞれ125,789千円を追加し、補正後の歳入歳出予算をそれぞれ7,614,453千円とするものです。

主な補正の内容といたしまして、介護保険特別会計への繰出金50,000千円は、介護保険特別会計の財政運営基盤の強化・安定を図るものでございます。

農業振興事業費32,998千円は、農家の担い手の確保、経営の強化に対する支援と集出荷貯蔵施設、育苗ハウスの整備に対して、国からの補助金を活用した事業でございます。森町の農業者や農業団体の効率的・高収益な生産出荷体制の実現を後押しする有効的な事業であり、農業従事者の意欲の向上や高収益に繋がるものと思ってお

ります。

また、山村振興費6,760千円は、県の中山間地域農業振興整備事業費補助金を活用した、荒茶の製造工程への色彩選別機導入に対する補助金でございます。

この他に、工業団地経営基盤強化による町道太田川圃場南4号線の改築工事、防災・安全交付金による橋梁点検業務委託料や木造住宅耐震補強計画策定、耐震補強に対する助成、消防署の定期点検による消火栓の不良箇所の修繕など、町民の安全・安心を守る予算も組み込まれております。

また、藤本商会の藤本様や匿名の方からいただきました、温かい寄附金を活用して、小学校、中学校の図書購入経費も計上されております。

以上の点から、今回の補正予算は、総額の44パーセントに当たる55,800千円が国や県からの補助金の活用であり、財源も無理なく確保されていることから、本補正予算に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長 (片岡 健 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第84号「平成28年度森町一般会計補正予算(第8号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第85号「平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (片 岡 健 君) 「 討 論 な し 」 と 認 め ま す 。
こ れ か ら 議 案 第 85 号 を 採 決 し ま す 。
本 案 は 、 原 案 の と お り 決 定 す る こ と に 賛 成 の 方 は 、 起 立 願 い ま す 。
(起 立 全 員)

議 長 (片 岡 健 君) 起 立 全 員 で す 。
し た が っ て 、 議 案 第 85 号 「 平 成 28 年 度 森 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 」 は 、 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た 。
日 程 第 10 、 議 案 第 86 号 「 平 成 28 年 度 森 町 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 」 を 議 題 と し ま す 。
こ れ か ら 討 論 を 行 い ま す 。
討 論 は あ り ま せ ん か 。
(発 言 す る 者 な し)

議 長 (片 岡 健 君) 「 討 論 な し 」 と 認 め ま す 。
こ れ か ら 議 案 第 86 号 を 採 決 し ま す 。
本 案 は 、 原 案 の と お り 決 定 す る こ と に 賛 成 の 方 は 、 起 立 願 い ま す 。
(起 立 全 員)

議 長 (片 岡 健 君) 起 立 全 員 で す 。
し た が っ て 、 議 案 第 86 号 「 平 成 28 年 度 森 町 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 」 は 、 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た 。
日 程 第 11 、 議 案 第 87 号 「 平 成 28 年 度 森 町 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 」 を 議 題 と し ま す 。
こ れ か ら 討 論 を 行 い ま す 。
討 論 は あ り ま せ ん か 。
(発 言 す る 者 な し)

議 長 (片 岡 健 君) 「 討 論 な し 」 と 認 め ま す 。
こ れ か ら 議 案 第 87 号 を 採 決 し ま す 。
本 案 は 、 原 案 の と お り 決 定 す る こ と に 賛 成 の 方 は 、 起 立 願 い ま す 。
(起 立 全 員)

議 長 (片 岡 健 君) 起 立 全 員 で す 。
し た が っ て 、 議 案 第 87 号 「 平 成 28 年 度 森 町 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第88号「平成28年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第88号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第88号「平成28年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第89号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第89号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第89号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第90号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (片 岡 健 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第90号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (片 岡 健 君) 起立全員です。
したがって、議案第90号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第15、議案第91号「森町道路線の廃止について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (片 岡 健 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第91号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (片 岡 健 君) 起立全員です。
したがって、議案第91号「森町道路線の廃止について」は、原案のとおり可決されました。
日程第16、議案第92号「森町道路線の認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (片 岡 健 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第92号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (片 岡 健 君) 起立全員です。
したがって、議案第92号「森町道路線の認定について」は、原案

のとおり可決されました。

日程第17、発議第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (片 岡 健 君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (片 岡 健 君) 「異議なし」と認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (片 岡 健 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・内閣官房長官・衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。

日程第18、発議第3号「次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (片 岡 健 君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (片岡 健 君) 「異議なし」と認めます。
これから発議第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)

議長 (片岡 健 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、発議第3号「次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。
しばらく休憩をいたします。
(午前10時28分～午前10時39分 休憩)

議長 (片岡 健 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第19、一般質問を行います。
通告の順番に発言を許します。
3番、伊藤和子君。

3番議員 (伊藤和子 君) 3番、伊藤和子でございます。私は先に通告いたしましたように「空き家等の実態調査の進捗状況と空き家等対策計画策定について」と「防犯カメラの設置に対する補助金制度の創設について」の2問を、それぞれ町長にお伺いいたします。
最初に空き家対策についてお伺いいたします。近年、全国で空き家問題が大きく取り上げられ、各自治体の政策課題としても注目をされております。
森町は、本年度から、空き家等の実態調査が行われておりますが、現段階での進捗状況と、今後策定が予定されております「空き家等対策計画」について3点お伺いさせていただきます。
1点目に、空き家等の実態調査の進捗状況と今後明らかになります実態調査の結果により「空き家等対策計画策定」に向けて、役場

内の体制整備の進め方と策定までの期間についてお伺いいたします。

2点目に、空き家等の対策としての具体的な取り組み案がございましたら教えていただきたいと思います。

3点目に、森町内にお住まいの方々からの空き家等に関する相談や苦情・通報、また県内外からの移住希望者の問い合わせ、空き家の所有者からの利活用や維持管理に関する相談など、空き家等に関しての相談窓口が必要ではないかと思いますが、総合相談窓口の開設についてのお考えをお伺いいたします。

2問目は「防犯カメラの設置に対する補助金制度の創設について」お伺いいたします。近年では、犯罪が起きにくい地域環境づくりを進めるために、駅や道路、公園のような公共空間で防犯カメラを見かけることが多くなりました。地域のパトロールなどの防犯活動を補完する意味で、犯罪の未然防止や解決に有効的であることから、全国的に防犯カメラの導入が進んでおります。

最近の防犯カメラは性能が向上し、価格も比較的安価となっていることから、町内会でも設置の気運が高まっております。通学路や駅、公園に設置することによって、子ども達を犯罪から守る効果も期待され、地域全体の防犯意識の向上にも繋がるのではないかと考えます。

森町では、本年度中に第9次総合計画を策定いたします。その中の基本計画体系検討表の案の中に、安全・快適に暮らせるまちをつくる施策の方向として、主な事業の中に、防犯灯の設置や女性交通安全推進員の育成等が組み込まれており、今後は新たな事業が検討されていくことと思います。

そのような中で、今後10年間という長い年月の計画の中に、防犯対策のさらなる充実として、防犯灯LED化の推進とともに、時代の変化に合わせた事業を組み込んでいく必要があるのではないのでしょうか。

町として、地域のパトロール等に加えて、町民の安心・安全を守るために、更に防犯対策を強化し、地域で子ども達を守るという観点から、必要に応じて対応できるように、町内会に対しての「防犯カメラ設置補助金制度創設」をどう考えていくのかお伺いいたします。

議 長 (片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 伊藤議員のご質問にお答えします。

はじめに「空き家等の実態調査の進捗状況と空き家等対策計画策定について」のご質問にお答えいたします。

1点目の「実態調査の進捗状況と実態調査結果等をふまえ、空き家等対策計画策定に向け、庁内の体制整備の進め方、策定までの期間について」でございますが、町では今年度、空き家対策推進のため空き家等実態調査を実施しております。

調査の進捗状況としましては、町内会の協力による空き家調査を10月末に終了し、調査結果及び平成26年度に袋井消防署森分署が主体となり作成した空き家調査のデータ等により空き家等の現地調査を11月末までに終了しており、現在は現地調査結果から空き家の可能性が高い住宅について、所有者等の確認作業を行っているところであります。

今後のスケジュールとしましては、1月末を目途に空き家等の建物所有者に対し、建物の状態や今後の管理等についての意向調査を行い、空き家等のデータベースを作成する予定となっております。

したがいまして、計画策定に向けた方向や体制整備、期間等につきましては、今後の調査結果を精査した上で当町の実情にあった空き家対策について、庁内関係各課との連携を図りながら総合的に判断し進めてまいりたいと考えております。

2点目の「空き家等対策としての具体的な取り組み案について」のご質問でございますが、空き家対策については、議員ご承知のとおり、適正に管理されず生活環境に影響を及ぼす可能性のある空き家等の対策、また移住・定住化促進のため空き家バンクなど利活用

を図る対策等、その状態や所有者の意向等多方面からの検討が必要となつてまいりますので、平成26年度に制定された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」及び今回の調査結果に基づき、森町の実態にあった空き家等対策を検討してまいりたいと考えております。

なお、近隣市町の空き家対策の状況としましては、菊川市が平成28年2月に「空家等対策計画」を策定しており、また掛川市は平成26年4月に「空き家等の適正管理に関する条例」を制定しております。

3点目の空き家等についての総合相談窓口開設の考えについてのご質問でございますが、空き家については、老朽化し適正な管理ができておらず、防犯や防災面、景観の悪化等で、近隣住民や周辺地域へ悪影響を与えるという点、それから、耐震改修等を含めて利活用するという点、目的については大きく二つに分けられるところでございます。

現在の相談窓口としましては、空き家や空き地の生活環境面については住民生活課、空き家のリフォームや耐震面など建築基準法に関わる相談については建設課、利活用に向けての情報提供については企画財政課が主な窓口となつて対応をしているところでございます。

それぞれの部署において、丁寧かつ迅速に相談業務を実施するよう心がけている状況であり、また、相談内容に応じて、課の垣根を越えた横の連携もできていること、また相談件数も多くないこと等から、現時点においては、議員からご質問のありました総合相談窓口の設置につきましては考えておりません。

しかしながら、今後につきましては、空き家等実態調査の結果やその結果を踏まえた今後の対応等を検討する中で、そうした窓口の設置も幾つかの手段の中の一つにはなろうかとは思いますが。

いずれにいたしましても、他の重要な行政需要もあること、また、人員も限られておりますので、町全体の組織体制の構築の中で検討

することになろうかと考えております。

次に、「防犯カメラの設置に対する補助金制度の創設について」のご質問にお答えいたします。

現在、町では防犯対策事業として、町内会が行う防犯灯設置事業に対し、補助金を交付しております。今年度においては、357件、710万円の補助申請がありました。全てがLED防犯灯への付替え、あるいは新設であり、新設は72件ございました。この事業により、町内には防犯灯が年々増加しており、県下でも犯罪率が3番目に低い安心・安全な町の実現の一助となっております。

議員ご提案の防犯カメラにつきましては、犯罪を未然に防ぐとともに、犯罪の摘発にも大きな効果を発揮いたしますので、防犯カメラの設置により、一層安心・安全な町づくりの促進が図れるものと考えております。

しかしながら、防犯カメラは個人のプライバシーを侵害する恐れがあり、かつ、録画したデータが盗まれないためにどう管理するかなど、制度の導入についてはまだまだ検討しなければならない課題がございます。

町内には薄暗い場所が、いまだ多く見受けられますので、町といたしましては、まずは防犯灯の普及促進を図ってまいりたいと存じます。その間に周辺市町の取り組みを参考にするとともに、町内会の意向を把握し、要望が多ければ、防犯対策事業として、防犯灯の設置だけでなく、防犯カメラの設置につきましても補助ができるよう、制度を改正していくことを検討してまいりたいと思います。

以上、申し上げます。答弁といたします。

議長
3番議員

(片岡 健 君) 3番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) 森町の実態に合った計画策定をしていくということ、また総合窓口につきましても、前向きなご発言をいただきまして、感謝しております。私はこの空き家対策計画が、町民の皆さま方に広くいきわたり、ご理解してくださるものであるよう期待しております。

町長も十分ご承知でございますように、空き家の適正な管理が不十分で地域の住民の方々に悪影響を及ぼしている空き家の数が大変増えております。私も何件か対応させていただいておりますが、空き家といえども、所有者の財産でございますので、勝手に立ち入ることができず、解決策がなかなか見い出せないのが現状でございます。今後は空き家法を活用し、改善の指導を行うことによって、町民の安心・安全な暮らしを確保することに繋がるのではないかと考えております。

また、利用可能な空き家は地域の活性化や森町の魅力を発信できる、地域の資源として捉え、積極的に活用を推進していただきたいと考えております。

そのような中で、早急に進めていかなければならない課題が見えてまいりました。森町でも10月に行われました江東区の区民まつりでの出店など、県外への情報発信・移住定住の推進に力を入れている中で、移住希望者の受皿が全くできていない現状が浮かび上がってまいりました。情報発信も大事でございます。しかし、受け入れ態勢を整えておかなければ、せっかくの移住希望者や移住に関心のある方はもっと条件の良い自治体に移ってしまうのではないのでしょうか。

今回の区民まつり出店では、残念ながら、森町への移住に関する問い合わせは何もなかったと担当課から説明をお伺いしております。初めての参加ということで、まずは森町を知っていただくことに重点を置かれたのかと思いますが、2,500千円という高額な予算を使うのであれば、今回の反省点を十分に生かして、来年に向けて、移住促進に取り組んでいってほしいと思っております。ちなみに、2,500千円という金額は20代の若い女性の1年間分の収入でございます。1年間かかって得た収入に値する金額が、この2日間に費やされているという税金の使われ方を疑問視する町民の方もいらっしゃる、ということのを頭の片隅にでも入れておいていただければと思います。

今後は空き家対策を進めていく上で、様々な課題が出てくるのではないかと思います。森町として重要な課題は何が挙げられますでしょうか。

また、有効活用できる空き家は地域の拠点として活用し、起業を考えている方などへの貸出しを積極的に推進し、また、空き家を残すことにとらわれずに、所有者の意向を伺った上で、街中の密集した地域におきましては、地域の防災広場などに活用して、災害に強い町づくりを推進していくのも良いのではないかなと思います。今後の大きな地震に備え、安全・安心をアピールしても良いのではないのでしょうか。

また、老朽化している空き家の撤去後の活用については、コミュニティのスペースとしての利活用、小さな子どもさんから高齢者の方々が触れ合う場を提供しても良いのではと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

防犯カメラに関しましては、防犯カメラの効用は、犯罪の起きにくい地域環境づくりを進めていく中で、欠くことのできない重要なツールになっていくと思いますので、今後に向けてご検討していただければと思います。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 伊藤議員からの再度のご質問に、お答えをさせていただきます。空き家についてであります。今後の重要な課題は何かということをございますけれども、1問目の答弁でも申し上げましたけれども、今はまずは実態調査を行っている、その実態調査の結果を踏まえ、そこから森町としての課題が浮かび上がってくるのではないかと考えております。

伊藤議員ご指摘の通り、江東区での区民まつりで、移住・定住をお勧めするパンフレットも配らせていただきましたが、結果はそういう希望者はゼロであったということにつきましては、残念ではありますが、そういう結果を真摯に受け止めて、これからどのような情報発信が必要かということも考えていきたいと思っております。

また、重要な課題といたしましては、ご質問のように受皿がしっかりしていないということは十分承知をしているところであります。他の先進的な自治体に比べれば遅れている点もありますけれども、それらを踏まえて、現在実態調査に取り組んでいるところでございますので、これからその調査結果を踏まえて、森町としての、森町らしいやり方で進めていきたいと思っております。また移住のお試しツアーにつきましても、森町単独ではなく、他の周辺市町と共同で行うことも計画を進めておりますし、来月には東京で行われるそういった移住促進のイベントにも、森町として参加をし、提案をしていく計画にもしてございます。

先ほど江東区の区民まつりへの出店2,500千円の予算を計上して取り組んだわけではありますが、20代の女性の1年分の収入に匹敵すると、予算をかけすぎではないかという、町民の方からのご批判もあるということではありますが、それはそれとして真摯に受け止めながら、これは1回限りのための2,500千円の予算ではございませんので、今後も引き続き江東区あるいは他の自治体へ森町の観光情報あるいは移住促進のための情報発信に出かけてまいりたいと思っております。そのための準備として整えたものもございまして、1回限りの2,500千円ではないということは、伊藤議員は十分ご承知していただいておりますし、その点町民の皆さんにも、議員の皆さんからお伝えをいただけたらと思っております。

ということですので、これからですね、まずは実態調査をして、所有者の方の意向を確認する、そのことから次の段階に進めていきたいと思っております。ですので、町中の空き家をただ保存する、利活用するだけでなく、更地にして次の利活用もと、防災広場だったりコミュニティ広場であったりという活用もあるのではないかと。いうご提案ですが、いずれにしても所有者の方のご意向、また町の財産ではありませんので、各個人の財産でありますので、その点も十分加味しながら検討してまいりたいと思っておりますし、同じようにそういった空き家を、起業を希望される方に貸し出すということにつ

きましても、町の財産ではありませんので、そこで町がどのような関わり方をして、どのような支援ができるかということにつきましては、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長
3番議員

(片岡 健 君) 3番、伊藤和子君。

(伊藤和子君) 空き家対策を進めていく上で、森町として様々な課題が出てくるということですが、今後はこの課題に対して、解決策を、専門的知識をお持ちの方々や町民の皆さま方と知恵を出し合って、森町独自の空き家対策に繋げていってほしいと考えております。

最後の質問をさせていただきます。先日、浜松市で島根県中山間地域研究センターの藤山浩氏による「田園回帰1%戦略 地元の人と仕事を取り戻す」と題する講演がございました。

人口減少が進んでいる中で、住みよい町の維持のためには、毎年人口の1パーセントに当たる移住者を受け入れることが必要であるとおっしゃっておりました。人口の安定化には、20代前半の方や30代の子どもさんがいる夫婦、そして60代前半の夫婦を首都圏などから移住させるべきであるという内容のものであります。

森町の現状を見ますと、自然減、社会減を含めて、毎年200人以上の人口が減少しております。今住んでいる町民の方々の転出を防ぎ、子どもの出生率を高める施策とともに、もっと重点的に移住の受入れに力を入れてもよいのではないかと思います。

昨年12月の森町の人口は19,121人でございました。しかし、今年の12月1日現在の人口は18,834人です。1年間の間に287人も減少しております。森町は、第9次総合計画の策定中です。私も審議委員として参加をさせていただいておりますが、10年後の人口目標数が17,000人という数字を見ると、とても切ない気持ちになり、危機感さえ感じます。「何とかならないのか、何とかしなくてはいけない」と審議委員の方々も、それぞれのお立場で、真剣にお考えにな

っていることと思います。

私は過去に2回、空き家問題に対しての質問をさせていただき、今回で3回目になります。「空き家バンクの創設」、「空き家のリフォーム支援」、「空き家の条例の制定」など、空き家を活用した移住受け入れ態勢を整える必要性を訴えてまいりました。

もっと積極的に空き家対策を進め「森町への移住・定住促進制度」の早期立案、そして、移住促進課なども必要になってくるのではないかと思います。その辺についてのお考えをお伺いさせていただきます。

議 長 (片 岡 健 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 今回で、伊藤議員から空き家に関する質問を3回いただいているということでございますけれども、伊藤議員がおっしゃるような、伊藤議員が考えていらっしゃるような、積極的な、また迅速な対応ができていないというご指摘につきまして、伊藤議員のお考えに沿うことができないことは、大変申し訳ないことでございます。

しかしながら、町といたしましても、今まで申し上げてきましたように、現在まずは、その実態調査を行っているということで、何もしていないわけではなく、その迅速ではないと言われれば、その通りかもしれませんが、まずはやれるところからやり始めているところでございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

また今回の結果を踏まえて、空き家バンクの創設等も考えられるわけですが、先日ですね、朝日新聞の記事によりますと、国土交通省が全国版の空き家バンクを創設をしていくというような情報がありました。町が単独で空き家バンクを創設していくというよりも、そういった国が行うシステムの中に情報提供をしていくということも必要になろうかと思っておりますので、今後、まずは町の状況を把握するとともに、国の動向、県の動向、周辺市町、全国の先行事例等を参考にしながら、有効なものに取り組んでまいりたいと思っ

ております。

移住促進課というような特化した窓口につきましても、先ほども申し上げましたが、必要性は十分感じているところでありますが、ただそれだけをやればいいわけではありませんので、限られた職員数の中で、いかに効果的に、効率的に事務事業を進めていくことができるか、それは、その点だけを捉えるのではなくて、全体の役場の組織の見直しなども進めながら、考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長
7番議員

(片岡 健 君) 7番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) 7番、鈴木托治です。今回3つの質問を町長にお尋ねします。

まず、1番目に「浜岡原発反対の表明を」ということであります。いまだに収束していない福島原発の惨状を見るたびに、人間が未来に渡って安心・安全で生活できるためにも、原発は地球上にあってはならない施設だと思います。中電や国は浜岡原発の再稼働を視野に着々と準備を進めているようですが、一旦始まったらもう止めることは困難なことだと思います。今こそ原発反対の意思表示をするときだと思いますが、いかがでしょうか。

2番目「京都会議からの脱退を」。遠州の小京都と宣伝している森町ですが、本当に小京都としての風情や景観を持っている町だと思いますか。町民の皆さまはそれほど小京都を意識していないと想像いたします。無理してつくる小京都づくりより、この町の実態に合った「町づくり」の模索をすべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

3番目「町水道への加入を」。これは、今日の傍聴者の中には、何を言っているか分からない方があろうかと思っておりますけど、ちょっと説明しておきますと、市場、下飯田入の口というところは、一番飯田の南部に、袋井市に隣接していますが、我々は上水道に加入していません。加入していないというか、加入させてもらえないという方が、現実で合っていると思っております。そこで、森町の最南部の市

場・入の口簡易水道について、町の考えを伺います。

水道は自力で設置して50年が経過しており、各所で漏水が始まっています。有効給水率85パーセント。要するに15パーセントは、どこかで漏れていると、そういう状況であります。町水道加入は十何年も前から、水道組合長が町に掛け合っていますが、いまだかつて実現していません。なぜ加入できないのでしょうか。どうしたら加入が可能なのか。是非とも明確な説明をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 (片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 鈴木托治議員のご質問にお答えします。はじめに「浜岡原発反対表明を」についてお答えいたします。

まず、東京電力福島第一原子力発電所の事故において被災された方々が1日も早く普通の生活を取り戻すことができますよう、また、速やかな復興ができますよう、強く願うところでございます。

さて、「浜岡原子力発電所」についてのご質問でございますが、本年3月議会において西田議員の一般質問でもお答えしましたが、エネルギー政策としての電力供給は、国民生活を維持し経済の発展を実現するため、安定的に供給されることが求められております。電力の供給には、安全性、効率性、経済性、環境性を考慮して、火力、水力、風力、太陽光、バイオマス、原子力など各種の発電が補完しながら、安定供給することが必要であるとする政府の方針は理解するところでございます。

しかし、浜岡原発から30キロメートル圏内に一部地域がかかる森町にとって、原子力発電所の存在は、災害リスクの発生要因となりますので、静岡県及び中部電力と浜岡原子力発電所UPZ圏内5市2町で、本年7月8日に「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書」を締結し、地域における環境の安全を確認しているところでございます。

鈴木議員の「再稼働が始まったら止めることは困難」とのご指摘でございますが、再稼働につきましては、従来どおり、県及び周辺

市町と協調して、慎重な上にも慎重を期して判断すべきであると考えます。

また、浜岡原子力発電所の廃炉については、国の方針を受けた電力事業者である中部電力があくまで判断すべきものであると考えておりますが、今後の情勢には十分注意してまいりたいと考えております。なお、3月にお答えしたとおり、福島第一原発事故が収束していない現時点においては、再稼働について、住民の理解を得るのはかなり難しいのではないかと考えております。

この問題は、国のエネルギー政策及び近隣自治体や住民の置かれている立場など、いろいろな考え方がある中で、町として判断を下すのは時期尚早であり「今こそ意思表示をするときだ」とは考えておりません。

次に「全国京都会議からの脱会を」について申し上げます。議員ご案内のとおり、森町は平成24年に全国京都会議に加盟しました。加盟するには、3つの基準の内1つ以上に合致していることと定められている中、森町は3つの基準全てに合致しており、総会で承認され加盟したところでございます。

現在、加盟して5年目であり、今後においても「遠州の小京都」を全面に押し出した森町の観光や、町の魅力の発信を根気よく続けていくところでございます。私も、今年2月の町長選挙に立候補した際のマニフェストにおいて、「遠州の小京都・森町」まるごと「心和らぐまち」へをまちづくりの目標に掲げました。「遠州の小京都」こそ、森町の強みであり、今後更に磨き上げていくべきものであると考えております。

また、今議会の全員協議会において、策定状況を報告いたしました「第9次森町総合計画」の中でも「遠州の小京都」は、町の将来像を語る上で外すことができない重要なアイテムであり、今は全国京都会議から退会することを考えてはおりません。

町では、全国京都会議に加盟したことを契機に、「遠州の小京都まちづくり推進会議」を発足し、森町の小京都について調査・研究

・整理し、平成27年3月には「遠州の小京都まちづくり基本構想」を策定いたしました。基本構想は、同年6月議会の全員協議会で報告の後、町内全世帯に配布をいたしました。更に今年度、基本構想に基づく「基本計画」を策定しているところでございます。こちらでも完成ののち議会に報告し、町内全世帯に配布する予定でございます。

議員ご指摘の、「町民の皆様は小京都を意識していないと想像する」というご意見につきましては、大変残念なことでありますが、町民の皆さんへ十分にご理解をいただけるだけの情報発信ができていないことと反省し、今後の活動につなげてまいりたいと考えております。

大正12年7月3日、地理学者の志賀重昂氏が、漢詩「森町之賦」の中で「まさに遠州の小京都である」と、町の風情をたたえて以来、現在まで「遠州の小京都」という言葉は、町や観光協会でも独自に使い続けてまいりました。

全国京都会議に加盟したことで期待される効果は、全国京都会議が発信する小京都情報に森町の名前が載ることで、全国の小京都めぐりを楽しむ旅行者に、目的地の一つとして認められることであります。今年10月に東京都の「江東区民まつり」に出店した際も、44万人の人出の中「遠州の小京都・森町」の観光PRをしてまいりましたが、お客さんの中には「全国京都会議に加盟している本当の小京都なんですね」という声も聞かれましたとおり、独自で小京都を名乗っていることとの区別が認識されております。

基本構想にも書かれておりますが、森町には全国京都会議への加盟基準である「京都に似た自然と景観」「京都との歴史的なつながり」「伝統的な産業と芸能」があり、それらを「継承」「発信」し、それらで「もてなす」ことにより「魅力あるまち、遠州の小京都・森町」を、これから町民全員で、オール森町で、つくりあげていきたいと思います。

森町には、京都のような景観がない、賑わいがないという否定の

考え方から、京都とこんな縁があったのかという発見や、京都以上に観光客を温かくもてなそう、という考え方をしていただきたいと思います。

今後、町としましでも、ご理解を深めていただけますように随時、森町の小京都情報を町外の森町ファンの方や、町民の皆さま方に対して発信し続けていく考えでおりますので、今後ともご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に「町水道への加入を」についてであります。ご質問をいただいております「市場・入の口簡易水道」は、昭和35年から給水開始し、昭和38年に市場簡易水道組合が経営する民営の簡易水道として静岡県から事業認可を受けました。

当初の規模は、計画給水人口510人、計画給水量1日当たり76立方メートルで、認可の条件として「市町村が当該区域を含む区域に水道事業を新たに計画した際には、市町村公営の水道事業との統合に必ずすること」との条項が付されておりました。

昭和49年に町の上水道事業が事業認可を受け、昭和54年から事業開始しましたが、市場簡易水道の上水道への統合はされませんでした。理由としては、簡易水道の施設がそれほど古くなく、水質もよく安価な水道料金での運営が可能なため、上水道への統合はしないとの組合の意向によると聞いております。

その後、市場簡易水道は、昭和61年に計画給水人口を580人に、計画給水量を1日当たり261立方メートルに、それぞれ増加する変更認可を受けました。

しかし、更に年数が経過し、簡易水道の施設・管路の老朽化が進むと、組合内で上水道への統合の意向が高まり、平成18年には市場町内会長、市場簡易水道組合長外3人の方の連名による要望書も提出されました。

町と組合では、話し合いを幾度か行ってまいりましたが、簡易水道の現状の水道管は、老朽化により水圧の変化に耐えられない可能性が高い上、事業者管理である配水管のかなりの部分が公道の下では

なく民地内に埋設されており、現状のまま上水道へ統合しても町で管理ができないことなどから、配水管の大がかりな布設替が必要で、その費用をどうするかが大きな課題となっております。

簡易水道が上水道へ施設統合するに当たっては、会計上、上水道側で簡易水道の工事費等を負担することはできないため、簡易水道側で上水道並みの施設整備を行った後に統合することが基本でございます。

仮に、一般会計から組合に対し、補助や繰入れを行うとしても、個人井戸や地区の共同水道など、自己負担で管理している施設のことを考慮しますと、公平性の観点から、町で全額負担することはできません。また、上水道区域内でも、お客様が給水を受けるに当たり配水管の布設や増口径が必要となった場合の費用は、受益者負担として自己負担していただいております。

これらのことから、町では、市場簡易水道が上水道へ統合するためには、まずは、組合で上水道並みの料金改定や積立てを進めていただき、相応の資金を蓄えた上で、改めて町に相談していただきたいと申し上げてまいりました。

以降、組合でも種々努力をされていることは承知しておりますが、残念ながら、本格的な協議が始められるような具体性のあるご提案をいただけないまま現在に至っております。

町としましても、ライフラインである水道の老朽化対策は、公営水道施設だけでなくも重要な問題と認識しており、市場簡易水道の統合に向けた支援も検討してまいりたいと考えていますが、そのためには、他との公平性が保てるかたちになっているかについて、十分議論が尽くされていることが必要です。

そこで、まずは組合として積立ての継続のほか、金融機関からの借入れや地元飯田財産区の支援が受けられないか等について、十分協議・検討の上、資金計画を立案していただき、組合員の皆さまの総意としてお示していただきたいと存じます。

その後、町と組合で、改めて、総事業費の算定、費用の負担割合、

議長
7番議員

また事業実施スケジュール等、種々の事項について協議を進め、事業着手ができればと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

(片岡 健 君) 7番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) まず、原発関係の質問であります。正直言いまして、曖昧な返事というか、しっかりした答弁じゃなくて、本当に原発に対する認識が全く不足していると、私は言わざるを得ません。

福島原発から5年、あの大地震でもものすごい津波があり、大勢の東北の皆さんが亡くなり、そしてその余波で原発が潰れ、今はそれこそ疎開した人々が、その近くには住んでいないという、そういう状況が現出しております。豚や牛が、野生化して町の中をうろついている姿を見るにつけ、この原発の恐ろしさを我々は十分に認識していかなければならないじゃないかと、このように思っている次第であります。今東電は汚染水を垂れ流し、タンクはもうありとあらゆるところに作り、もうこれ以上は作れないぐらいに、ものすごい異様な光景を示しております。また、汚染水を外に漏らさないために、凍土壁と言って壁を凍らせて汚染水を流さないという、そういう研究というか工事を一千億円以上かけて行われましたが、それもむなしく失敗に終わったと、こういうことを聞いております。

私は、こういう原発の事故、これは安全神話で絶対に原発は大丈夫だと、こうやって宣言したにも関わらず、まるであの原発事故を見るにつけ、絶対に安全なそういう原発はありえません。そのことを、はっきりと申し上げておきたいと思っております。

なぜなら、浜岡原発は東海地震の震源域に位置しています。今世界で一番危ない原発は浜岡だということをご存じでしょうか。それこそ大自然の驚異を甘く見るべきではありません。津波のための外壁をものすごい金額をかけて中電は行いましたが、あんなもので、本当に20メートル30メートルの津波が止められると思いますか。私は恐らく不可能だと思います。だから原発を作らないことは、私は

必要だと思えます。なぜなら、原発なしでもあの年に真夏の暑い時期を乗り切ることができました。だけど、なぜ原発をしなきゃいけないかということは、町長ご存じですか。なぜ原発を推進しているか、そのことをちょっと明確にお答えしてもらいたい。私は再質問の中で、そのことを申し上げたいと思えます。

2問目の小京都に関しまして、小京都とは古い町並みや風情が京都に似ていることから、各地に名付けられた町の愛称であると言われております。室町時代以後、各地の大名が京都をまねたまちづくりをし、それが小京都の起源になったということでありまして、先ほどの町長の答弁にも、小京都の条件として京都に似た自然と景観、京都との歴史のつながり、伝統的な産業と芸能があることという3点を述べられておりました。これはですね、どこの町にもそれなりに条件が揃っているんですよ、どこの町にも、これを適用しようと思えば。また逆に、どこの町にもそれなりに揃っていないところだってあるんです。

いろいろな大きな小京都の中でも、高山とかいろいろな町があります。しかし、高山でさえ京都会議から脱会したんです。そのことも考えて、小京都づくりを、無理してこれから小京都づくりをするじゃなくて、もっと森町に合った、森林を生かした自然を生かした、そういうようなまちづくりが必要だと思えます。

先ほど言いました、明治の歴史学者の志賀重昂さんは、森町之賦の中で、後半2行でこう謳っています。水を隔てて絃歌の声、これは賑やかでさわぐという、そういう意味です。断続依稀風物小京都、というように最後の2行で謳っております。私は漢詩を勉強したというよりは、若干かじったことがありまして、そのときの講師は、志賀さんが森町に来たときに天森橋あたりを歩いていたと。そのときに天森橋の向こうの向天方の境界で、芸者さんをあげたり騒いだり飲んだりするそういうことが聞こえてきたと。あそこに確か、置屋があったかどうか、そういうことをちょっと聞いたことがありますが、そういう声を聞きまして、ちょうどあそこに太田川が流れ

ていますので、昔の太田川は今と全然違いまして、全く草も生えていないような、そういう川だったような気がします。今は人工林、杉や桧になっちゃって、山は全く寂れちゃっていますけど、それはともかくとして、そういう中で志賀重昂は、ここは京都にいるみたいな雰囲気だと。そういうことを言っただけなんです。

それをですね、敢えてこの一文をもって、小京都づくりを推進していくということは、非常に私は本末転倒、後から付け加えたような、そういうことじゃないかなと、こういうふうに思っております。その点でもう一度質問したいわけです。

3番目、簡易水道の件であります。私はこの問題をこうやって大きな議場の中で、また大勢の人の中で言いたくはありませんでした。

私もできるだけ町と話合いの中で上水道への移行を求めたわけですが、一向に返事がないというか、いろいろなことを言われまして、例えば水圧の問題なんかも言われましたけども、現に水圧なんかは、上水道に引っ張っても大丈夫です。大丈夫ではというのは、なぜかと言いますと、今ですね、昔は下飯田の入口・市場で大体軒数的には150軒か170軒、軒数があったわけです。ところが今、町水道が下飯田の入口の旧道に入るところからまできていたのが、市場まで引かれまして、市場の旧道のカーブから、太田川を渡ってまた向こうに行っているわけですよ。そうすると、完全に簡易水道の組合員は、そこで分断されてしまいました。カーブから森町寄りには、町水道が通っているんです。だから、いつでも町水道に加入しようと思えばできるんです。ところが、カーブから先300メートルは、どうしようもないです。入りたくても入れないんです。そして、設備会社にだいたい幾らぐらいかけたらやれるんですかと聞いたところ、だいたい一億円かかりますと、このように言われたんです。そしてその今言ったカーブから下に40軒ぐらいの住宅があるんですけど、あと10年後20年後には、その半分は空き家になります。その20軒で一億円の金を払えなんて、そんな無茶なことありま

すか。

インフラ整備はまさに町の責任であります。幾ら我々が、先輩が上水道に入るのに反対したと言っても、それは30年も前のことです。私がこの前に言いましたように、殺人を犯したって時効があるんです。それを時効くらいのことを考えて、我々が本当に真剣に上水道への移行をお願いしているときに、なぜこれに対して応えてくれないのでしょうか。

私は、今月の初めに簡易水道が、故障しまして、私と管理者2人が朝5時まで、その工事に付き合いました。それから3・4日後にもまた工事がありまして、また2時まで付き合いました。1人の方はそこで救急車で運ばれてしまうようなそんな事態も起きました。また昼間に、私がゴルフをやっていたときに、急に電話がかかってきて、水道が止まったということを聞いて、急いで私は帰って対策を練ったと、そういうことがありまして、これはですね、ここ1・2年の間に、大地震までいかないまでも、ちょっとした地震があれば潰れてしまいます。そういうときの責任は、我々税金を払っている者として、町として散水車を出したりいろいろしてくれるのでしょうか。

そういうことを考えまして、先ほど言いました、確かに地域の中に水道は、家から家へと転々と、昔のことですので、みんなが力を出し合って水道を引いた。だから県道や町道を通ってなくて、家から家へと水道のパイプが繋がっております。だから、それに繋げるということではなくて、本管をしっかりと埋けて、町道に埋けて、それから支線に行くのは、それぞれの家庭でやるように、私は説明しております。少なくとも、町の水道、上水道を、そして消火栓を、市場の袋井に隣接した最後まで作っていただいて、それから先は我々が努力してやります。別に1年でやってくれと言ってないです。3年、5年かけてもいいんで、その足がかりをつくってもらいたいです。町はそれだけの責任があるんです。

我々の税金だって、水道へ繰り入れているのではないですか。何で

議 長
町 長

それならば、町水道に入れなければ、その税金を使うんですか。そういうことを考えたときに、ちょっと言っていることが違うじゃないかなと、このように思います。再質問もしますので、まずその点を質問します。

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 托治議員の再質問にお答えをさせていただきます。まず1問目の浜岡原発についてであります。なぜ原発を推進しているのかという、再質問の主旨かと思いますが、私は原発の再稼働を推進しているということは、答弁の中でも申し上げておりませんし、そういうことは考えておりません。

答弁の中で申し上げましたのは、県及び周辺市町と協調して、慎重の上にも慎重を期して判断すべきであると。現在、今の段階で意思表示をするのは、時期尚早であるというように申し上げております。更に再稼働については、住民の理解を得るのはかなり難しいのではないかと考えておるということを、答弁させていただいておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

それから2問目の遠州の小京都についてであります。全国京都会議に加盟をする基準というものがございまして。その3つについて申し上げたわけでありまして、京都に似た自然と景観、京都との歴史的なつながり、伝統的な産業と芸能、これらが京都会議に加盟する基準でありますけれども、森町はこの3つが全て合致している。どこの町にもそれは合致するだろうというご意見でございまして、私はそう思っておりません。森町には合致する3つの条件があるということで考えております。それが認められているということでもあります。無理して京都を意識したまちづくりをするべきではない、というご指摘でございまして。私も決して無理して京都に似せて町を作ろう、何かを作ろうというふうに考えてるわけではございません。

例えば、ここにある伝統的な産業と芸能、あるいは京都との歴史的なつながりという点について申し上げれば、今年8月に文化講演会が行われました。今年のテーマは、蟠螂山についてでございまして。

托治議員の地元の山名神社で毎年天王祭が行われ、そこで奉納されています蠃螂の舞が、その由来が実は京都の祇園祭にあるということで、今回は京都の蠃螂山保存会の皆さんと、それから京都の蠃螂山を、蠃螂の舞を森町の山名神社に伝えたと言われている小田原市にお住まいの外郎氏、お菓子のおもしろさんの社長がいらっしゃって、森町で、京都、森町そして小田原の縁についての講演が行われたわけであります。

そういった点を見ましても、無理にこれから何かをしようとするのではなく、既に森町にある京都との縁、伝統的な芸能また京都に似た自然と景観というものを、これからもっともっと活かしていきましょう、磨き上げていきましょうという考えで行っているものでありますので、ご理解をいただきたい思います。

志賀重昂の森町之賦の詠まれた状況につきましても、托治議員から紹介がありましたけれども、私が聞いているところでは、森川橋の上から上流を見ながら詠んだのではないかというふうに聞いておりますが、いずれにしても、太田川とその周辺に市街地が広がり、また山があるという風情が京都に似ているという点が、詠み込まれたものだと思います。確かに太田川、当時もっときれいな川であり、整備された河原であったかもしれませんが、それが今は草が生え、木が生えているような状況であります。その平野があり、山から太田川が町の中を流れているという自然景観につきましても、何ら変わりはありません。

この景観を生かしていくということは、自然を生かした小京都づくりにつながっていくと思いますので、ただ小京都を標榜して、何か新しいものを作ることではなくて、今あるものを磨き上げて、それを小京都として生かしていく、発信していくということを考えての遠州の小京都でございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

それから市場・入の口簡易水道についてであります。組合の方で業者に試算をしたところ、一億円の工事費が必要だというのでござ

いますが、私はその全部を組合で負担してくださいということは申しておりません。最初の答弁でも申し上げましたように、町がそれを全額負担することはできませんよと。ただしその負担割合等については、これから話合いに応じますよということを申し上げました。

それについては、組合さんの方でも、じゃあどれだけ組合として負担ができるのか、あるいはその資金をどのように準備していくのか、そういった資金計画をしっかりと立てていただき、併せて組合員全員の総意として、そのお考えを、組合としてのお考えをまとめていただければ、町としても協議に応じさせていただきますということを申し上げておりますので、その点についてご理解いただきたいと思います。

議長
7番議員

(片岡 健 君) 7番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) 1つ目の原発に対してであります。先ほど私は町長に、なぜ原発はやめられないか、国がそういう政策から抜けられないかということを知りたいつもりでしたが、それは結構です。それは私の方から説明します。結局、原発を作ることは大企業や大富豪の金儲けになるんです。だから原発がなくなると通れる、太陽光なんてどんどん作ったって通れる。それを大企業に工事をさせることによって、献金をもらうなり、あるいは懐に入れるなり、それは知りませんが、そういうようなことのために原発を作っているんです。そしてまた原発を輸出産業の1つにしてありますが、これもまた日本に原発がないのに、危ないのに原発を輸出するというのは、これはまたおかしい話で、結局そういうことで、とにかく何が何でも、原発だけは危なからうが何をしようか維持しようやというのが、これが現在の政権の考え方なんです。

もし本当に安全ならば、東京や大阪や名古屋や福岡や一番近いところに作るのが、一番経費がかかりません。危ないから遠くに持って行っちゃうんですよ。私は東京や大阪に原発を作るというなら賛成しますよ。大賛成ですよ。そうじゃなくて、地域にいろいろなしわ寄せを作ることによって、日本は成り立っているんです。国債も

そうです。そういう非常に危険な心配事や、そういう国債にしても原発にしても、どんどんどんどん子孫に負の財産を先送りするということは、絶対に政治にあってはならないことだと思います。そういう意味で、私は少なくとも原発だけは、確実にやめていただきたいなど、このように思っています。

なぜ私がそれを言うかといいますと、この前新潟県の知事選がありまして、泉田知事が原発の見直しについていろいろ検討すると言ったところ、他の原発推進派の候補が早々と立候補しました。ところが、その選挙直前になりまして、原発反対派の人が、無名の人が、ほとんど無名に近い人が知事選に出て、大差で当選したじゃないですか。これは県民が、原発は恐ろしいものだ。原発に対してノーとそういうことを言っているんですよ。

町長、森町でアンケートしてみてくださいよ、原発に対して。恐らく反対派が7割8割いると思いますよ。そういう町の気持ちを行政に、政治に、それが政治家です。それが行政です。それをまずやってくださいよ、アンケートで。それでそうならばいいですよ、原発も。曖昧な答えで、近隣市町村との話合いの中で。

だけど、国じゃなくて、近隣じゃなくて、個人として自分はこうだ、だから反対だというそれぐらいのことは当然言っていると思います。そんな曖昧なことで、行政をやってくれるんだったら、私は本当に心配でなりません。

それと、今言った原発の東電の補償に、今後40年かけて、全国の国民から毎月のように、その補償費を取るっていうような法案が決まったわけですよ。何ですか、これは。我々は全く関係ないのを、東電が潰れたっていい、東電にやらせればいいんですよ。それを、我々全く関係のない人が40年にわたって、毎月のように電気代に上乗せしてくるというような、こんなことが許されるんですか。それに対して、僕ははっきりとですね、言っていたきたいと、このように思っています。

2番目の小京都に関しましては、それなりの意見の相違というこ

とであるかと思います。実は私の知人が、東京の方ですけど、9月頃、浜松から出身して帰ってくるときに、森町の小京都というのを見て、役場に電話したんです。そしたら、担当課に変わりますということで、担当課と電話したんです。そしたら担当課の女の職員に「小京都を見たいから、どうしたらいいでしょうか、どこへ行ったらいいでしょうか」と言ったら、ちょっとお待ちくださいということで、1分くらい返事がなかったんですね、職員が。そのうちに言った最後の言葉が「小國神社や大洞院に行ってみてください、それなりのものがあるでしょう」と。何ですかこれは。これが小京都ですか。

私も先日、マイクというかレコーダーを持って、町に繰り出して十何人の方に、小京都はどこでしょうかというのを聞いたんです。そしたら「城下の方に行ったら、そうじゃないでしょうか」とか「本町の辺に、あそこらに何軒か古い家があって、そこらが小京都らしい」あるいは「その西側にちょっと路地がいっぱいあって、お蔵がいっぱいあるからそこらでしょう」とかって、そういうあれで、果たして皆さんが、小京都はここですよっていう、そのようなものが本当の小京都じゃないんですか。

私はそういうことで、皆さんがそれぞれ、わけが分からない、ここだっていうのははっきり言えないところを小京都というのは、訪ねてきた人が、何だっただいなあって、そんな感じを起こすんじゃないでしょうか。森町の人がましてそうですから、飯田や園田や一宮や山の人が小京都といたら、うちの方では、そんなところどこにあるんだって、そのくらいが森町の住民の考えですよ。それを無理して、小京都づくりをすることに対しては、私は若干の異議を唱えたいと思います。

3番目ですけど、今までずっと、水道組合長は1・2年で変わっておりました。しかし私がなってから、とにかくお前が解決しろということで、今回の総会でも、私は辞めるって言ったんですけど、辞めちゃ困るで、とにかくそれまでやれっていうので、何年かかる

か分かりません、死んじゃいますよ。私は是非とも入れていただきたいというのは、水道法によりますと、公正な水道の確保、差別的な取扱いの禁止が定められており、住民サービスの公平性を確保する観点から、上水道への移行をするべきだというような、そういうようなのがあるんです、水道法に。読んでください。我々が入りたいよって言っているのに、断る理由は何もないんですよ、インフラですから。

それと、もう1点最後に伺います。小さな地震で水道が、パンクした、破裂した、出なくなったら、町の人40軒の人だというのが、町水道に入っていない人たちは困るわけです。電気がなくても、何がなくても、水道ほど大事なものはありません。それは当然だと思いますけど、そういう一番大事なものが、何かのときに爆ぜた、水道が潰れたというときに、毎日のように、できるまで散水車を使って、我々の生活を保障してくれますか。それだけ最後に、水道に関してはお答えいただきたいと思います。以上です。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) まず1問目の原発についてであります、国政に関するご意見が多かったかなと伺っておりました。国政については、私が今この場でうんぬんするべきものではないと考えておりますし、森町の町長として、原発について今すぐ廃止にすべきだという発言をすることが、町長としての資質であるというふうにも考えておりませんので、いずれ決断をしなければいけないときには、住民の皆さまのご意見、議会の皆さんのご意見を伺いながら、しっかりと決断をしてまいりたいと思っております。

何度も申し上げているように、今原発反対あるいは廃炉について発言すべきときであるとは考えておりませんので、その点については、托治議員との考え方の違いかと思えますけれども、私は私で、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから遠州の小京都森町について、担当課に問い合わせたところ、すぐに明確な答えがなかったという点については、大変お恥ず

かしいことで、その点についてはしっかりと担当課だけでなく、森町の職員である以上、そういう問い合わせがあったときには、しっかり答えられるように指導してまいりたいと思います。

それからどこが小京都かと言われるという点については、以前からも同じようなご指摘をいただいております。しかし、これまでも申し上げておりますように、ここがこういった景観があるから小京都だというふうには、私は考えておりません。ですので、例えば飯田地区には、小京都に関するものはないのかといえ、そうではなくて、先ほども一つの例として申し上げました山名神社のその舞楽が、京都から伝えられて、京都では廃れてしまったものが、山名神社には連綿とつなげられているということ自信を持ってお答えいただければ、大変ありがたいことだと思います。

山名神社に限らず、一宮の小國神社、天宮神社もそうでありまして、更にいえば、そういった京都から伝わった伝統芸能が、千数百年に渡って連綿と維持されていると。もともと舞楽というものは、宮廷で行われていたもので、現在では宮内庁の雅楽部が主として継承しているわけですが、数年前京都で行われた研究会においても、中央の雅楽において、過去のを、ずっと従来のものがそのまま継承されているのではなくて、時代とともに変わってきてしまっていると。ところが、こういった一宮、天宮に伝えられた、地方に伝えられた舞楽は、かつての雅楽のかたちをより良く残していると、そういった研究者の発表がありました。

そのようなことも、森町が小京都であるということを証明できるものであると思いますし、またそういった伝統文化、歴史を大切にしているというこの風土、人々の想いというものが、この森町に根付いており、その中から現在でいえば、書の大家である杭迫柏樹氏をこの森町から輩出し、京都で活躍されている、日本画家の松井冬子さんが全国的に名を馳せて活躍をされている、そういった文化人を輩出しているということが、この遠州の小京都森町の一因であるというふうにも私は考えておりますので、そういったことを、今後

の基本計画の中で更に町民の皆さまにご理解をいただけるようにしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから最後に、市場簡易水道の件であります。一旦災害となった際には、給水車で給水をしてもらえるのかということでございます。災害については、上水道の区域内であろうが、簡易水道の区域内だろうが、それは限らず、森町民に対して水が必要であれば、町の給水車を用いて、その給水をさせていただきますので、その点はお安心していただきたいと思っておりますし、度々申し上げますけれども、町は、市場簡易水道が上水道に加盟することについて、全く拒否をしているわけではございません。

それぞれ話合いの中で、それ相応の負担を負いながら、この事業を共に進めていきたいと思いますということを申し上げておりますので、その点は引き続き組合長を務められています鈴木托治議員の力量で、是非組合員の総意をまとめていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 (片岡 健 君) しばらく休憩をいたします。

(午前11時56分～午後1時00分 休憩)

議長 (片岡 健 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、西田彰君。

8番議員 (西田 彰 君) 8番、西田でございます。それこそ午前中の托治議員の迫力に圧倒されて、あのまま質問に移ると、意気消沈してしまうんじゃないかという気持ちでございましたが、1時間猶予をいただきましてありがとうございます。2問させていただきます。

1問目、重度身体障害をお持ちのご本人、家族が本当に悩んでおられるのは、この森町、身近にデイサービス等受入れ施設がないこととあります。現在、とある家族は東遠学園での結びつきから、旧掛川病院跡地に開設された「ぴの ほーぷ」に週1度、愛光園に1・2度通っておられるようですが、実態は正規の入所者扱いではなく、受入先の善意に頼っているのが実態のようでございます。東遠学園グループホーム青年寮も平成30年には廃止され、それぞれの地

域に返されます。その受皿も定かでないのが実情ではないでしょうか。

障害には身体障害、精神障害、知的障害、複数持ちあわせた児（者）がおられます。度合いは違いますが、家族が高齢になれば、遠距離の送迎や家庭での介護も大きな負担となってまいります。身近に受皿施設が作られることが必要であることから質問をいたします。

現在、森町の町内から町外の施設に通所している中度や重度児（者）は、つかんでいるだけでどのくらいの方がおられるでしょうか。日常生活の状況の掌握はどのようになっていますでしょうか。町内に新たな施設を作るとなると、問題点はどのようなことが考えられるのでしょうか。

聞くところによると、聖隷事業団愛光園さんが、このような方を受け入れていこうと前向きで、保健福祉課に課題等を投げかけていると聞いておりますが、どのような検討がされているのでしょうか。進展はあるのでしょうか。

2 問目は「高齢者運転免許証返納支援条例の制定を検討しないか」であります。この数箇月、県下を始め全国において高齢者の暴走運転事故が多発しております。巻き添えによって多くの犠牲者が出ていることは残念であると言わざるを得ません。中には通学途中の子ども達の列に突っ込んで死傷事故となった例もあります。そのため連日のようにマスコミに載り、どうしたらこのような事故を防ぐことができるのか、問題の提起もされております。

全国の自治体の中には、独自の免許返納支援を行っているところもあります。車社会、高齢化社会の中で運転に不安があっても乗らざるを得ない状況もあるでしょうが、悲惨な事故を起こす前に返納し、返納者が気軽に公共交通機関を利用できるよう支援策を講じることが必要になってきていると考えます。

安心して外出できる、事故を未然に防ぐ方策としての「返納支援条例」を制定できないか伺います。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 西田議員のご質問にお答えいたします。はじめに、重度心身障害（児）者の受け入れ施設の確保について申し上げます。

まず、1点目の町内から町外施設に通う、中度、重度障害（児）者の人数、その掌握と日常生活の状況についてであります。障害（児）者の方々が利用する障害福祉サービスは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障害者を対象としたサービスとして、大きく「介護給付事業」「訓練等給付事業」「地域生活支援事業」の3つの事業と、障害児を対象とした「障害児通所支援」「障害児入所支援」の2つの事業で構成されております。

現在、この障害福祉サービスを利用し、町外の施設に通所等している障害（児）者の人数は、身体障害（児）者、知的障害（児）者及び精神障害者あわせて90人おり、菊川市を始め、掛川市、磐田市、袋井市にある放課後等デイサービスや生活介護サービス及び就労支援サービスなどの事業所に通所しております。

障害福祉サービスを利用する方々につきましては、サービスを利用するに当たり、町へ申請をしていただくこととなっておりますので、この申請により、障害をもつ方々がどのようなサービスを望んでおられるか、どの施設に通所したいかなどを把握することができております。

また、日常生活の状況につきましても、障害福祉サービスを利用するに当たり、障害（児）者本人やご家族が依頼した静岡県が指定する相談支援事業所が、障害（児）者個々のサービス利用計画を立て、町に提出することとなっておりますので、その計画から大まかではあります。サービスを利用している障害（児）者の日常生活の状況は把握することができております。

2点目の新たな施設となるとどのような問題点が考えられるかについてであります。まず、どのような障害福祉サービスのニーズ

があるのか、そのニーズに基づきどのようなサービス種別の施設を整備していくのかであります。このことにつきましては、来年度予定しております森町障害者計画及び障害者福祉計画の策定の中で、障害児を抱える親の会や、特別支援学校等の関係機関のご意見を聴きながら、十分な協議をしていきたいと考えております。

また、東遠学園組合が運営する「こども発達支援センターめばえ」についてであります。平成5年に開設され、現在まで東遠地域における発達に支援を要する乳幼児の早期発見、早期支援を推進しておりますが、支援を要する乳幼児の増加により、慢性的な待機状態が生じてきており、新たな施設の開設も必要とされてきております。この状況の解決に向けて、保健、福祉、教育部門の関係行政機関の担当者と東遠学園とで「東遠地区発達支援システムの在り方検討委員会」を今年度立ち上げ、東遠地区の現状と課題の洗い出しをし「子どもの豊かな育ちを目指すつながり合う地域」を基本理念とし、協議をしているところであります。

その他では、新たな施設を整備するに当たり、土地の確保や障害をもつ方々に対しての地域の理解を得ること、そして、森町に障害福祉サービスの施設整備が必要であるとの認識をもってくれる法人の協力が得られるかが問題と考えられます。

3点目の森町愛光園からの投げ掛けに対してについてであります。議員のご質問のとおり、聖隷福祉事業団（森町愛光園）と町内での障害福祉サービスの実施について、幾度となく担当課において話し合いをしてきたところであります。

そのような中、聖隷福祉事業団として、平成29年4月から、森町愛光園天宮サテライトでの放課後等デイサービスの事業開始、一宮の森町愛光園での通所介護事業所（老人デイサービス）を活用した生活介護サービスを、基準該当サービスとして試行的に実施し、平成30年度事業開始に向けて、平成29年度中に施設の改築を行い、生活介護サービスの指定事業者として、事業を実施していきたいとの考えをお聞きしているところであります。

今後、聖隷福祉事業団が事業実施に向けて、静岡県に対して障害者サービスの事業所認定の申請をしていくこととしておりますので、町としても実現に向けて協力できることは協力していきたいと考えております。

次に「高齢者運転免許証返納支援条例の制定を検討しないか」についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、最近の事故の状況としまして、高齢ドライバーが起因する交通事故等が多発しております。

10月28日には神奈川県横浜市で通学中の小学生の列に車が飛び込む事故が起き、11月10日には栃木県下野市で大学病院に乗用車が突っ込む事故、11月21日には東京都八王子市の交差点で車3台が絡む追突事故等、全国各地で発生しております。

議員のご質問の中の運転免許証の自主返納制度とは、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許の取消しを申請することができる制度であり、平成10年の道路交通法の改正から開始されています。

免許証の返納手続きには、警察署及び運転免許センター窓口や袋井警察署森分庁舎においても受け付けています。また、免許証を返納した場合、同窓口において、運転経歴証明書の交付申請手続きも実施しており、この経歴証明書の交付を受けるには、現在1,000円の手数料がかかります。

運転経歴証明書は、公的な身分証明書としても使用でき、また、森町タクシーも加盟している静岡県タクシー協会においては、65歳以上の方でこの経歴証明書を掲示すれば協会加盟店のタクシー料金を1割引きする支援を実施しております。

現在、町では、シニアクラブなどを対象とした交通安全教室の中などで、運転免許証の返納を啓発しているところですが、今後、他市町の状況を参考にしながら自主返納支援策を検討してまいりたいと思います。また、併せて、高齢ドライバーのみならず、一般ドライバーによる、通学途中の小・中学生の事故防止のため、通学路の

安全対策も進めていきたいと思えます。

なお、運転免許証の自主返納支援事業を実施している市町は、条例ではなく、補助金交付要綱で実施しています。このような状況を鑑み、自主返納支援の助成制度を進めるのであれば、条例ではなく補助要綱による助成制度が適切ではないかと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長
8 番議員

(片岡 健 君) 8 番、西田彰君。

(西田 彰 君) 今の答弁を聞いておりますと、愛光園さんが非常に前向きに、重身の皆さんやそういった子どもたちを受け入れていきたいという方向に進んでいるということは、非常に喜ばしいこととございます。

そのために町が、行政がどれだけそれをバックアップできるか。法人がやってくれるからいいということではなく、町がどれだけこれをサポートして、そこへ入所される方が安心して家族も預けられるか。本人も正直言って、重身だから障害があるからといっても、その子は本当に一般の方かなど。知識もしっかり持っているんですね。ですが、少しその環境が変わったりすると、もうそこに馴染めなくなってしまうとか、そういうことが起こるそうです。

それこそ今までオムツもしたことがなかったのに、風の杜に行ったら、オムツもしなければいけないような環境になって、もう行きたくないと言ってしまったと。このようなことを聞かされました。愛光園さんの園長と電話では話をしたんですけども、やはりそのニーズがあるかどうかというところで、その事業が成り立っていくかどうかということも愛光園さんの方は考えているようですので、やはり一番大事なのは、行政側がどれだけこの事業に対して、その立場に立ってサポートできるかということだと思います。

その辺、確実にこういうふうに愛光園さんが考えている以上、町はこうしていきますよと、もう一度担当課でもいいですから、答えを。これをこういうふうにしますと言っていたらいいと思えます。

それから 2 問目の免許返納のことですけれども、大体条例でやって

いるか、支援のあれでやっているか別として、大体年間タクシー料金をチケットで一万円分出すとか、そういったのが大体多いようでございます。免許というのは最低でも3年もらえるわけですよ。それを返納してしまうという、3年間は自分の意志で、危ないから家族も辞めた方がいいよって言われて辞めるわけですけども、その辺、1年だけで支援を打ち切ってしまうというのも、ちょっと酷かなと思いますし、町もこれからそういったことを考える時期に当然きていると思います。

町民が、私でもあと5年すれば七十幾つになっているわけです。免許証を返納したくはないですけど、返納しなければいけない状況になるかもしれません。ここにいる人たちみんなそうです。

そういった中で、自分が加害者になってしまう。また、それによって被害者を出してしまうということは、やはりなるべく避けていきたいし、そういった意味で、その辺はもっと前向きに、他市町村がこうだから、こうやりそうだから、袋井がやりそうだから森町も追随しましょうではなくて、いろいろ托治議員も先の質問で言いましたように、町としてこうやるんだ、そういったことを是非打ち出してもらいたい。

そして、この免許証を返納するということによって、タクシーだけではなくて、今議会でも投げかけている町内環境バス、こういった公共交通機関を充実しない限り、町の中の人でも、奥の三倉の方の人でも、とても車を手放せませんよとなるわけです。

ここの公共交通機関、足の確保を、それに伴ってやっていくというのは、本当に重要なことになってくると思うんですよ。そこらも含めて、やはりただ免許を返してもらえば、返してあればいいという問題でもないかと、このように考えるわけです。タクシーが、そういったサービスを行使してもらって使えるというのは、出る機会は増えていくと思いますけども、もっと気軽にですね、出ていくための公共交通機関の充実っていうのが急務ではないかなと考えております。

企画の方でも、いろいろこの公共交通機関に関しては、今アンケートをとったり、調査をしておるようですけども、その辺の、免許を返納するということにかけて、公共交通機関の検討状況は、今どんなふうなのか、その辺もお答えいただければと思います。以上です。

議長
保健福祉
課長

(片岡 健 君) 保健福祉課長。

(村松成弘 君) 保健福祉課長です。ただいまの西田議員の愛光園の行政のバックアップというようなご質問でございましたけども、まず先ほど町長からの答弁にもありましたように、県等への事業申請につきましては、実現に向けてですね、協力できるところは協力していくというようなところではあります。

それから、今の保健福祉センターでやっております「どんぐり」放課後デイサービスの関係なんですけども、それにつきましても、利用者の方が急に愛光園とか違う施設に行って戸惑うことがないように、事前に愛光園さんと協力させていただく中で、スムーズに移行ができるようなかたちでの協力態勢、それからあと来年、障がい者の計画を立てていきますので、そういったところの中で、どういったようなサービスが必要なのかというところを、更に検討いたしまして、バックアップできるところはバックアップしていきたいと考えております。以上です。

議長
町長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) ただいま保健福祉課長から答弁いたしましたけれども、やはり現在、どんぐりを利用しているお子さん、保護者の方が新しい施設に馴染んでいけるかどうかというところは大きな課題でありますので、そこは現在利用されている方、そして保護者の皆様のご意見を聞きながら丁寧に進めていきたいと思っております。それも行政ができる大きな支援の一つであると考えておりますので、それは付け加えさせていただきます。

それから2問目の運転免許の返納に対する助成ということでありまして、近隣市町の様子を見て、それに追従するかたちでは

なくて、独自にというご意見でございますが、決して周りを見て様子を見て、あそこがやったからうちもやろうということではなくて、他の市町が実施をして、果たしてそれが効果的に事業として効果が現れているのかどうか、そのことはせつかく先行事例があるわけですから、しっかりと検証させていただきながら、より効果的な事業を行ってまいりたいと思いますので、そういう意味で申し上げていることでもありますので、そこはご理解をいただきたい思います。

今日のご質問が「高齢者運転免許証返納支援条例の制定を検討しないか」という趣旨のご質問でございますので「公共交通機関の検討状況はどうか」ということは若干本来のご質問の趣旨から外れるかと思えますけれども、確かに幾ら免許証を返納したといっても、それに代わる公共交通手段がなければ、それもままならないということも分かりますし、かといってご自分で運転されているのと同じように公共交通機関が使えるかといえ、それは当然無理のあることですので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

若干、質問の趣旨とは違うと思えますけれども、担当課長の方で、答えられる範囲でお答えさせていただきます。

議長
企画財政
課長

(片岡 健 君) 企画財政課長。

(長野 了 君) 企画財政課長です。公共交通機関の検討状況についてというご質問でございます。議員ご案内のように、今年度におきまして、地域公共交通検討調査業務委託ということで、調査事業をさせていただいております。その中身では現況調査なり、公共交通の利用の実態の調査、町民の意向調査等々を行いまして、公共交通に関する課題整理を行っているところであります。

検討状況といたしましては、それぞれ実態調査、意向調査等を取りまとめている段階でございますので、それをまとめて課題整理そして今後の公共交通の在り方の方向性を一定程度示していけるのかと思っておりますが、現在そのとりまとめをしているというところでございます。以上です。

議長

(片岡 健 君) 8番、西田彰君。

8 番議員

(西田 彰 君) 愛光園さんの取り組みに本当に敬意を表するわけです。是非、行政側がしっかりとバックアップをしていただいて、森町に住んで良かったよと、森町に来て良かったよと、それは健常者でも、障害を持っている人たちも、そういった思いになっていただく、このことが必要かと思えます。

また、免許返納で、車の便利さというのは、計り知れない便利さがあるわけで、当然公共交通機関になれば、制約されるわけですが、それでも今のような森町の公共交通機関では、どうにも使い勝手は悪く、どうにも出歩く気にもなれない。一宮の方から福祉施設の温泉に行きたくたって行けやへん。三倉から文化センターへ行きたくたって行けやへん。こんなに差があるような、町の町民が差があるような状況では、どうしようもないじゃないですか。

公共交通機関、早くですねしっかりと全ての町民に満足いくような状況はなかなか作れないかもしれませんが、是非ですね、そういった対応を早く作り上げていただきたい。議会でもそのようにバックアップしていくということで、提案をしているわけですから、是非町の奮闘を期待するところです。

公共交通機関、質問とちょっとずれてきてしまうと言われましたけど、その辺は町長と私の考え方の違いがあるかもしれません。是非ですね、自分のことと考えて、取り組みをお願いをしたいと、このように思います。

話が飛びますけども、重身の方も、先ほど話した、例に挙げた方は、清水の方から森町に来た。それで森町、何にもないよと。何にも受入先もない、困ったよって言うのから始まっているようですので、これは森町の住民、議員としても、ちょっと情けなかったかなと思うわけであります。町が愛光園さんに、お互いに、愛光園さんも事業としてやれる、町もそこに、町の住民がそこに頼ることができると、こういう体制を作り上げていただきたいと最後に申し上げます。質問ではありません。終わります。

議 長

(片岡 健 君) 6 番、中根幸男君。

6 番議員 (中根 幸男 君) 6 番、中根幸男でございます。私は先に通告いたしました平成29年度当初予算について質問させていただきます。平成29年度当初予算については、予算編成方針に基づき編成作業が進められていることと思います。

昨年(平成28年度)は町長選挙の関係で、新年度予算は骨格予算として編成され、4月議会臨時会において政策予算が計上されましたが、平成29年度(本年度)は総計予算主義に基づき通常予算、いわゆる本予算の編成ということになるかと思っております。

そこで、新年度予算の規模と、主要な新規事業、継続事業の計画について、現段階での町長の考えをお伺います。

議長 (片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) 中根議員のご質問にお答えいたします。「平成29年度当初予算について」でございますが、議員ご承知のとおり、現在、平成29年度に向けて予算編成作業を開始したばかりでございます。毎年、歳入見積りの参考としております地方財政計画につきましても、いまだ国から提示されておらず、また、各種税制の見直しなど様々な制度改正が今後進められていくと見込まれ、地方に関わりのある事項も不透明な部分がありますので、数値について詳細にお示しできる段階にはございませんこととお許しいただきたいと思っております。

平成29年度予算編成に当たっては、現在策定中である第9次総合計画の施策の基本方針を柱とし「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具体的な推進「マニフェストの3本の柱」を考慮し、事業の必要性・妥当性を吟味し、行財政改革の推進による効率的かつ効果的な予算を、国の動向を注視しながら、財政上有利な財源を活用し編成するよう指示しております。

飽くまでも、現時点の状況でございますが、まず歳入について、平成29年度予算における町税収入につきましては、平成28年度当初予算額23億6千万円と比べ、法人住民税の減少等により、下回るのではないかと見込んでおります。

次に、地方交付税についてであります。国の概算要求の段階において、8千億円減の16兆円と仮置きされており、また、平成27年度国勢調査人口の減少や、トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映する仕組み）の導入の影響等、引き続き厳しい状況となると見込んでおります。

また、地方債でございますが、継続して取り組んでまいりました大規模事業が一段落することから、平成29年度については、起債償還額内に収めてまいりたいと考えております。

平成29年度の当初予算の総額につきましては、国の制度が固まっていないことから、正確な数字で申し上げることは、難しいところであり、大規模事業の終了に伴う減少はあるものの、社会保障関連経費の増加、新たな総合計画等に沿った事業の推進等を踏まえると、本年度当初予算に、補正予算（第1号）で計上いたしました政策的経費を加えた額を、やや下回る規模になるのではないかと、現時点においては見込んでおります。

主要な新規事業につきましては、具体的な事業内容等を含めた予算編成を年明けにかけ行ってまいりますので、個別の事業について申し上げる段階ではございませんことをご了承願いたいと思っております。

主要な継続事業といたしましては、未就学児自己負担の無料化をいたしました子ども医療費助成事業、地域おこし協力隊活動事業、ふるさと納税推進事業、また、国の社会資本整備総合交付金を活用した、太田川圃場南4号線改築工事、そして、遠州の小京都推進事業等々について引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても『住む人も訪れる人も「心和らぐ森」～次世代へつなぐまちづくり～』を踏まえた事業を計画し、それぞれの事業を着実かつ、効果的に推進していきたいと考えております。

なお、繰り返しになりますが、これから予算編成作業に入っていく段階でございますので、これらの内容の変更、あるいは事業の追

議長
6番議員

加等々もあろうかと思いますが、その点につきましてはご理解いただきたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

(片岡 健 君) 6番、中根幸男君。

(中根幸男 君) 答弁ありがとうございます。平成29年度当初予算は、現在予算編成中ということで、個別具体的な事業内容については、現段階では無理があるかというふうには思います。しかし、町長も変わられまして、私ども議員としても、また住民の皆さんも感心のあることでもありますので、7項目ほどに絞って再質問をさせていただきたいと思います。

1点目、本年度町長は、ふるさと納税や子ども医療費助成事業など新たな取り組みをされましたが、平成29年度に向けて太田町長ならではの政策等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

2点目、内陸フロンティア推進事業も工程表でいきますと最終の5年目に入りますが、29年度どのような取り組みをされるのか。

3点目、関連して中川下工業団地基盤強化事業の関係です。これは県企業局による造成計画等も含めて、太田川圃場南4号線の計画について伺います。

4点目、先ほど答弁の中にもありましたけども、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは人口減少に立ち向かうということで、大変重要な総合戦略ではないかと考えております。それぞれ事業の進行管理が行われておりますが、29年度の取り組みについて伺います。

5点目、都市計画道路「新田赤松線」。これは、平成3年に都市計画決定をされて以来、平成22年3月に策定しました森町都市計画道路整備プログラム、これは森町のホームページから見させていただきましたけれども、これによりますと計画延長2,880メートルの内、改良済延長が2,160メートル、残り720メートルとなっております。特に残りの間は、市街地で整備が難航するかと思いますけれども、森地区まちづくりの会の報告書にも「安全・安心・快適な住環境づくりと定住の促進」の1番に上げられておりまして、将来の町づく

りにどうしても必要な路線であります。そこで今後の見通しについて伺います。

6点目、農業振興地域整備計画の作成業務の関係です。これも森町の将来を見据えた大変重要な業務と考えております。これについては、平成28年度から30年度までの計画で進められておりますけれども、29年度の取り組みと、見直しに向けての考え方について伺います。

最後になりますが、住民に直接関連する生活道路及び排水路等「無指定」枠の確保についてどのように考えているか。以上、現段階での方針等分かる範囲で伺いたいと思います。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 中根議員の再質問にお答えいたします。

1点目の平成29年度に向けての政策等についてでございますが、マニフェストに掲げました3つの取り組みに基づき現時点で考えているものを申し上げさせていただきたいと思います。

まず「人口減少に立ち向かう」としまして、子ども医療費助成事業につきましても、引き続き、実施してまいりたいと考えております。また学校におけるいじめ対策、小中学校の在り方の検討、本年度実施しております空き家等実態調査の結果をもとに空き家情報の発信や利活用方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に「財源を確保する」としましては、本年に引き続き、ふるさと納税の推進に向けた取り組みとともに、内陸フロンティアを推進し企業誘致を進めてまいりたいと考えています。

次に「人にやさしいまちをつくる」としまして、本年度実施しております地域公共交通検討調査の結果をもとに、公共交通の在り方について研究検討を進めてまいりたいと考えております。また、現在策定中であります遠州の小京都基本計画に基づき具体的なまちづくりについての検討を進めるとともに、観光誘客事業として、今年度に引き続き江東区の区民まつりの出店につきましても、継続して取り組んでまいりたいと考えております。更に江東区に限らず他に

も出店していくところがあれば、積極的に進めていきたいと考えております。

また先ほどの西田議員のご質問でお答えしましたが、愛光園さんが取り組んでくださるという障害（児）者のサービス、新たなサービスの開始に伴う扶助費につきましても、町として負担をしていきたいと考えております。

2点目の内陸フロンティア推進事業の取り組みについてでございますが、中川地内における中川下工業団地の拡張事業につきまして、静岡県企業局、森町、進出予定企業の間で3者協定が締結され、静岡県企業局による用地買収も完了しており、平成29年度におきましては、造成事業に係る詳細設計、土地利用調整等を経て造成工事に着手する計画となっております。その他、今年度、遊休工場実態調査業務委託事業におきまして、現在遊休工場や造成工事の予定のない既存宅地、空き地等の実態調査を実施しているところであり、また森町企業誘致特設ホームページ作成業務委託事業にも取り組んでいるところでございます。

平成29年度におきましては、本年度実施しています遊休工場等実態調査業務委託事業及び森町企業誘致特設ホームページ作成業務委託事業などの成果を活かして、企業誘致の推進あるいは民間の住宅開発の促進等に向けた取り組みをしていきたいと考えております。

3点目の中川下工業団地基盤強化事業の計画についてでございますが、先ほど少し申し上げましたが、中川下工業団地の拡張事業につきまして、農振除外等の事業の実施に関し、必要な事項の調整等が整ったことから、本年10月21日に静岡県企業局、森町、進出予定企業との間で3者協定が締結され、その後地権者との用地交渉等を経て、静岡県企業局による用地買収も完了するなど、順調に進展しているところでございます。

平成29年度におきましては、造成事業に係る詳細設計、土地利用調整等を経て、造成工事に着手する計画となっております。これらの事業主体は静岡県企業局であります。森町といたしましても、

本事業が円滑に実施されるよう全面的に協力していきたいと考えております。

4点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについてでございますが、平成27年10月末に「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところであり、将来像として掲げた「人が生き、人がふれあい、森に暮らす」ことができる町であるような施策、事業を実施しているところでございます。平成27年度の取り組みにつきましては、既に今年9月の全員協議会において、進行管理の状況を説明させていただいたところでございます。新年度につきましては、今年度同様に出生率の向上や、社会移動の改善を図るため、総合戦略に掲載している各種事業を重点的に取り組んでいきたいと考えております。

最初に出生率の向上につきましては、希望する人が安心して子どもを産み育てられるような環境づくりに努めていきたいと考えております。特に町内企業とも連携した中での子育てに対する意識の向上や、協力体制の構築を進めていきたいと考えております。また現在策定中の男女共同参画計画の推進にも努めていきたいと考えております。

次に、社会移動の改善を図るため、町内での雇用確保や定住環境としての魅力を高めることができるまちづくりを引き続き推進していきたいと考えております。内陸フロンティアを推進する中での戦略的な企業誘致の推進、空き家情報の発信や利活用方策の検討、公共交通の在り方研究などを通じての生活環境の向上、また地域資源を活かした交流機会の充実にも努めるとともに、森町の魅力を積極的に町外に情報発信し、移住・定住促進につなげていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、森町総合戦略に位置づけております施策、事業の計画的な実施と進行管理をする中で、引き続き地方創生の推進につなげていきたいと考えております。

5点目の都市計画道路新田赤松線の今後の見通しについてであり

ますが、私も森地区まちづくりの会の委員の一人でありましたので、その検討結果として、新田赤松線の早期整備が掲げられておるということは承知をしておりますし、私も新田赤松線については、少しでも進めたいと思っております。ただ事業実施に当たりましては、国の交付金等の活用は不可欠でございますので、交付を前提とする、まず事前の都市再生整備計画等の作成が必要と思われるので、これらの計画に向けて準備検討を進めていきたいと思っております。

6点目の農業振興地域整備計画の策定業務につきましてでございますが、平成29年度の取り組みについてお答えします。今年度株式会社フジヤマと業務委託契約を締結し、現況把握や基礎資料作成を行っておりますので、来年度はそれらを基に農業振興地域整備計画の策定を行う予定でございます。来年度（29年度）に農業振興地域整備計画を策定し30年度には印刷製本をする計画でございます。

見直しに向けての考え方につきましては、前回の農業振興地域整備計画が完了してからおおむね5年が経過したことから、町の農業振興地域整備計画全体を見直すものでございますので、前回策定時から現在までの変更があった農用地の整理を行うとともに、農業を振興していくべき優良農地はしっかりと守りながら、今となつては耕作が困難となつてしまった山間地等に散在する狭小な農用地については、農振農用地の区域から除外を検討しているところでございます。

また農業振興地域整備計画策定には、森町総合計画等の上位計画との整合性や、都市計画等の他の土地利用計画との整合性などの整理が必要ですので、町内の他の計画を所管する関係課と連携を図りながら見直しを進めるとともに、土地改良基盤整備実施地区等においては、県の関係機関と十分協議し、見直しを進めてまいりたいと考えております。

最後の生活道路及び排水路等、無指定枠の確保についてでございますが、無指定枠の確保につきましては、生活基盤整備に関わる非常に重要な予算であると考えておりますので、今後、昨年度同様程度

に、予算が確保できるように検討していきたいと考えております。
以上です。

議長

(片岡 健 君) 6番、中根幸男君。

6番議員

(中根 幸男 君) 詳細にわたってご説明をいただきましてありがとうございます。いずれにしましても、予算書、いわゆる町の設計図ともいわれるものであります。ただいまの内容等もいろいろ踏まえながら、そして第9次総合計画が2年目に入ります、そうした中で住民の期待の持てる、夢のある予算書が作成されることをお願いしまして質問を終わりたいと思います。答弁はよろしいです。

議長

(片岡 健 君) 12番、小沢一男君。

12番議員

(小沢 一男 君) 12番、小沢でございます。私は、2問質問させていただきます。

1問目は、指定避難所空調設備について伺います。地震、台風、大雨等により大規模な災害が発生した場合、住家の倒壊や流失、火災、ライフラインの途絶等により多数の被災者が長期にわたり避難生活を余儀なくされますことは、東日本大震災、淡路阪神大震災、中越地震、熊本地震等を見ても明らかであります。災害発生時において避難所は、被災者の生命及び身体の安全確保をするための場所としての役割を有していますが、時間の経過とともに避難住民が寝食を共にする「生活の場」としての役割に移行します。

避難所は、教育の場である学校、体育館が活用されますが、これらは災害時使用を一義的な目的としたものではないことから、施設の構造や設備面において避難所としての機能を十分発揮し得るとは言えません。高齢者、障がい者、特に要配慮者にとっては、急激に生活が変化することから十分な配慮が必要です。

国は平成28年度第2次補正予算等で防災・減災に対する地方支援を行います。熊本地震においては、学校施設本体が崩壊する被害はなかったのですが、避難者の健康維持のため、空調設備、洋式トイレ等も不十分で切実な課題として、避難所としての学校の防災機能の強化をあげ、避難所の多くは公立学校施設であり、災害発生時に

は地域の高齢者や身体が不自由な方も避難所として利用される空調設備やトイレの環境改善など防災機能の一層の強化を推進するとしています。

これに加え今年8月閣議決定されました「未来への投資を実現する経済対策」において緊急防災事業債の対象事業が拡充され、指定避難所における空調設備費が追加されております。避難所は、一度収容されますと長期にわたる生活の場になります。災害発生時に被災者が一定期間避難生活を送るための施設で、災害対策基本法に基づいて市町村長が指定するもので、森町は、小中高校、森町体育館、飯田、園田、一宮総合センター、文化会館と14箇所が指定されていますが、いずれも空調設備は整っていません。空調設備のない生活は身体に大きな悪影響を生みます。国の助成金を利活用して、本町の避難所に空調設備を整える考えはありますか町長にお伺いします。

2問目は、低学年通学路交通安全対策また教育についてであります。文部科学、国土交通、警察の3省庁は去る11月28日、通学路の安全確保に向けた取り組みの2015年末時点の実施状況を公表し、12年度に行った全国緊急点検で対策が必要とされた危険箇所のうち9割超で対策が実施されたことが明らかになりました。また3省庁は同日、横浜市や、千葉県八街市で登校中の児童が死傷する事故が起きたことなどを踏まえ、関係機関への通知を出し、残る危険箇所について、速やかに対策を実施するよう促し、対策に時間がかかる場合はパトロール活動など応急的な措置を講ずるよう求め、通学路の安全対策の更なる推進を要請しました。

しかし、残念ながら、いまだ子どもたちの登下校中の歩行中の列に車が突っ込み犠牲になる悲惨な痛ましい事故が発生しております。交通事故による死傷者数を年齢別に見ますと小学1年生に当たる7歳児が突出して多いことが、交通事故総合分析センターが今年6月発行したリポートで報じています。2015年の7歳児の死傷者数は1,462人でした。過去8年間では最も少ないようですが、7歳児

が際立つ傾向は変わっていません。

事故の原因は、新聞、テレビ報道などで認知症などの疑いがある高齢者ドライバーによる運転ミスや、薬物やアルコール摂取による意識障害、また無免許運転によるもの等多岐にわたっております。また、小学校に入り児童だけで行動する機会が増えたことも主な要因とされています。

大事なことは、事故の未然防止へ不断の改善が欠かせません。校区、地域の実情を踏まえつつ、現在、把握されている危険箇所への早急な対策を講じるとともに、再度の点検による安全対策をソフト、ハード両面から課題にどう対処するかではないかと思えます。質問です。

1点目は「通学路ヒヤリハット」について伺います。子ども達の通学路安全のために、子ども達が直接歩くことにより、子どもを目線で注意点と工夫を語り学ぶことが大事だと思います。「通学路ヒヤリハット」について本町は具体的にどのように行われていますか、お伺いいたします。

2点目は、警察との関連性もありますけども、町道で交差点等「路面表示」について伺います。標示が薄くなっている箇所が見受けられます。対応策について伺います。

3点目は「ヘルメット助成」について伺います。三倉小学校1年生3名、2年生4名、天方小学校1年生10名、2年生10名、森小学校1年生53名、2年生57名、飯田小学校1年生28名、2年生35名、宮園小学校1年生42名、2年生54名、5小学校の1、2年生296名へのヘルメット着用は、大切な未来からの使者、子どもたちの生命を守るためには重要であるが、助成の考えについて伺います。

4点目は、通学路危険箇所について伺います。町道ガードレールの未設置箇所の対応は。県道ガードレール未設置箇所への要請、対応を具体的にお教えてください。町道、県道通学路カラー舗装化の整備状況対応についてお伺いし、私の質問といたします。

議 長 (片 岡 健 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 小沢一男議員のご質問にお答えします。はじめに「指定避難所空調設備について」お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国の平成28年度補正予算(第2号)により、平成28年度地方債計画等が改正され、緊急防災・減災事業債の事業が拡充され、指定避難所における空調設備が起債対象事業に認められたところでございます。

森町の指定避難所は、小学校5校、中学校3校、高等学校1校、総合センター3箇所と総合体育館及び文化会館の計14箇所を指定しているところでございます。今回の拡充事業では、公立学校体育館等の空調設備となっていることから、対象は小中学校体育館及び総合体育館が対象施設になると考えられます。

体育館は、密封性が低く、また、広範囲に空調が必要になることから、大規模な空調設備を導入する必要があります。学校体育館へ空調設備を整備した場合のランニングコストや更新費用については、自主財源で賄うことが必要になることから、災害避難所施設への投資としては、多額の投資を行っても期待する効果が得られないものと考えられます。

また、昨年建設した総合体育館につきましては、当初から競技場については、空調設備を設置しないものとして設計しており、窓ガラスは、二重ガラスを利用するなどして、空調設備がなくてもある程度防寒機能は整えているところでございます。また、要配慮の避難者については、その他の研修室や救護室は空調を整えていますので、そちらで対応をすることが可能であると考えております。

このようなことから、大規模な空調設備を導入する予定は今のところございませんが、今後、起債の許可要件を調査し、体育館ほどではないスペースの空調設備が対象になるか等を検討してまいりたいと考えております。

議 長 (片岡 健 君) 教育長。

教 育 長 (比奈地敏彦 君) 教育長です。次に「小学校低学年通学路安全教育」について、教育委員長へのご質問であります。私、教育

長から答弁申し上げます。

1点目の「通学路ヒヤリハット」については具体的にどのように行われているかについてのご質問でございますが、各学校におきましては、低学年、中学年、高学年と学年に応じた交通安全教室を実施しております。特に、低学年につきましては、通学路安全教育としまして、子どもたちとともにを行う学校周辺の道路環境の確認作業や、それぞれの地域の実情に合わせたいろいろな場面での注意事項等について、交通安全指導員からご指導をいただいております。

また、新年度が始まりますと、どの学校においても4月いっぱいくらいまでは、下校の際に教員がそれぞれの地区に分かれて子どもたちに同行し、通学路の危険箇所を確認しながら、どこにどんな危険が潜んでいるかをきちっと教えているところでございます。

2点目の「路面表示」の件につきましては、道路管理者の所管になりますので、後ほど町長から答弁をいたします。

3点目の「ヘルメット助成」の考えについてですが、当町では、ご承知のとおり、小学生に登下校時のヘルメットの着用を義務付けておりません。また、近隣を見ますと、国道沿いなどの交通量が多い通学路を有する一部の学校で実施しているようですが、それらの学校においても、夏場はヘルメットをかぶりますと大変蒸しみますので、着用は10月からの半年間に限っているところもあるようでございます。実施しているいずれの学校も、教育委員会の指示によるものではなく、それぞれの学校判断で、地域性や保護者の要望などにより実施しており、購入費用も個人負担であると聞いております。

議員ご提案の「ヘルメットを購入する費用を町が助成する」ということにつきましては、ヘルメットの着用について、地理的条件や保護者の様々な考え方がございますので、現段階では考えておりません。地域や保護者から着用についての要望の声が寄せられるなど、機運が高まれば各学校において着用を決定していくのが良いと考えております。まずは、他県や他市で起こった事故などを他人事とせず、子どもたちの命を守るため、学校にも常に交通安全マナーの徹

底を指導していきたいと思っております。

4点目の「通学路危険箇所の町道並びに県道のガードレール未設置箇所の対応等について」ですが、ガードレールにつきましては、通学路に限らず、町や県が必要に応じて設置をしているところがございます。現時点では、ガードレール設置について委員会への要望等は寄せられておりませんが、設置が望まれる箇所もあると思えますし、道幅や道路の状況により設置ができないところもあるかとも思えます。

いずれにしましても、保護者や地域の方にも危険箇所があれば連絡していただくとともに、学校へも新たな危険箇所がないか等も含めて常に確認をお願いしていきたいと思っております。

町としてガードレールを設置したり、カラー舗装したりするべきところにつきましては、所管課の建設課や総務課防災係にお願いし、県の管理下の道路等については、県に要請して、今後も通学路の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 2点目のご質問、路面標示の不具合箇所への対応につきましては、道路管理者等の管轄となりますので、私から答弁させていただきます。

まず、路面標示には、交通規制に関する横断歩道や停止線等、県の公安委員会が管轄するものと、路側線やセンターライン等、道路管理者が管轄するものの2種類がございます。

交通規制に関する路面標示の不具合箇所への対応ですが、基本的には地元要望を受け、袋井警察署に対応をお願いしているところですが、それに加え、通報や役場職員等の道路パトロールにより確認された箇所についても随時袋井警察署に対応をお願いしているところがございます。

また、道路管理者が維持管理を行うべき路面標示につきましても同様で、要望や通報、道路パトロールにより不具合箇所が確認され

ましたら、必要に応じ、道路管理者が随時対応を行っているところでございます。

ご質問の中で「要望しなければ対応できないか」という点でございますが、ただいま申し上げましたとおり、要望の有無に関わらず、状況をみながら随時対応させていただいている状況ではございません。

なお、公安委員会への依頼については、書類による進達形式をとっておりますので、必要に応じ、書類の提出をお願いしているところでございます。

町といたしましては、今後も引き続き路面標示だけではなく、道路の安全上支障となる箇所・事案につきましては、できる限り速やかに対応するよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。

議 長
12番議員

(片岡 健 君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男君) ありがとうございます。町長、小学校中学校ですけども、せっかく国が補正予算を、文部科学省と総務省がつけておりまして、本当になってからじゃあこれは遅いし、なっってからでも、避難所が小中学校になった場合に、そこで高齢者などが熱中症、あるいは寒い時期であれば寒さで血圧が上がって体調を崩して亡くなるという多くの例を、テレビや新聞等で見えてきたわけでございます。今回たまたま熊本地震の災害の中で、避難所の空調設備は大切だよと、特に学校の体育館なんかは。ということで1407億円くらいの平成28年度補正予算がついていることと、もう一つは総務省だと思いますけど、先ほど申し上げた緊急防災事業債というのが、まことに魅力的な、僕から見れば魅力的なものであるのかなと。地方債の充当率が100パーセントだよと。交付税措置で、元金償還金はその70パーセントを、基準財源の需要額に算入してくれますよと。こんなうまい話はないのかなと。こんなにいいものを利用しない方がおかしいじゃないかなと。

高校は県立ですのであれですけども、せめて小学校中学校くらい

に、せつかく28年度末までに決定しますよということですので、まだ間に合うのではないかなという思いもしています。緊急防災・減災事業債ですので、これも町長もご存じ、役場職員の皆さんもご存じだと思いますけども、五千億円から六千億円に改正された。一千億円も増えているわけですので、是非こういうものをうまく活用して、安全対策を今から整えておくのが必要ではないかなと、このように思いますんで、せめて町立の小中学校の講堂とか、雨天体操場を、体育館を、早急に、これを利活用した設置の考えをもう一度、お伺いしたいと思います。

また、通学路の安全ですけども、教育長、ヒヤリハットは年に1回ですかね。というのは、もう1点あるんですよ理由が。町長もご存じだと思いますけど、幼稚園教育要綱を見ますと、交通安全教育が制度化されているんです。これは教育長も、役場の職員の皆さんもご存じだと思いますけど。今のが文部科学省、これが保育園となると厚生労働省になりますので、保育指針に交通安全教育の重要性が記載されていないんですよ、保育指針の中には。ですから、実施はどこに委ねられているかという、その園の園長にしか委ねられていないんです。

だから、幼稚園は学校教育の中で、こうしなさいよという要綱がありますから、即座に先生が教えるものを学んでくるから対応できると。だけども保育指針だと要項にない、保育園の園長の判断に委ねられているよと。保育所の養成課程で、交通安全の必須科目に含まれていなければ、これは大きな差が出てくると思うんですね、保育園からきた子ども達は。本当に大きな違いが出てくると思います。

だから、そこにも僕は、素人考えですけども、そういう大きな、幼稚園から小学校、保育園から小学校との差もあるのではないかなと。ましてや、一人歩きで来る子ども達が、田舎だと特にそういう危険箇所を通ってくる場合もあるので、そういう場合を考慮して、ヘルメットは自己負担だと言っていますけど、自己負担というものもいかなものかなと。

他もやっていないので、森もやりゃへんよというのと同じような考えでいくのか、夏は暑いんで10月からやっているところもあるといますけども、浜松なんかの子ども達を見ると、夏も対応できるような、こういう空洞になっていて、そんなに暑くないんですよ、そういうものを見た上でのご回答なのか、そこら辺を、もう一度。先ほど、未来の使者であると言いましたが、特に森町は少子化が非常に大きな課題となっているわけですから、本当にみんなが認識を持って子どもの安全にどうしていくか、そういう問題は、これは一番どこの地方よりも、森町には大事ではないかなと。

狭隘道路もありますし、県道なんかも、前から私も言っていることなんで、分かってくれないのかなと思うのは、財政問題もあると、このように思っておるので、余り何回も言うと、あいつあんな質問ばかりしてうるさいなと思われるかもしれませんが。県道なんかも本当に狭いところ、通勤と通学の時間帯が同じであるときに、万が一事故があつてからでは、申し訳ありませんじゃあ済まないわけですから、せめて1・2年生だけでも助成金でヘルメットの考えをもう一度お聞きしたいと。

ヒヤリハットについては、年1回なのか、この3点ばかり町長と教育長にお願いしたいと思います。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) それでは、私の方から1問目の、指定避難所への空調設備についての再度のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに、災害はいつどのような規模で起こるか分かりません。指定避難所に指定してあるのは、町内で14箇所ということを申し上げましたが、どこの避難所にどのような人たちが、どの程度の人数で、どのぐらいの期間避難されるのかということにつきましては、それこそ災害の規模、状況によって異なることであり、一言で申し上げられないわけですが、確かにそうした避難所として、一番多い人数を収容できる小中学校の体育館に、空調設備が必要だとい

うことはよく分かります。

しかしながら、幾ら補助制度が充実したといいましても、先ほども申し上げましたように、もともと空調を行うということを前提にした建物ではありませんので、そこで十分効果のある空調をとということになれば、大きな設備をしなければいけませんし、それに伴う改修工事も必要になろうかと思えます。そのようなものに対して、補助制度が充実されたということではありますが、じゃあ何年かして、更新するときにはどうかといえば、現在のところ、それは自治体の負担で行う。またランニングコストについても、当然自治体が負担をしていくということですので、なかなか、確かにいい補助制度ではありますが、すぐに、ではやりましょうというわけにはいかない点があるかと思えます。

高齢者の方あるいは支援を要する方も避難されるわけですが、ここで言っている避難所は、小学校中学校の体育館のみを指しているわけではなくて、学校施設でございますので、体育館ではなくて、そういった本当に体力的に弱っている方等の場合には、空調設備のある部屋も、使用も可能であると思えますので、全体の体育館に設置するということについては、なかなか、すぐにというわけにはいきませんが、他の方法でもこの起債、あるいは補助事業が活用できるものであるかどうか検討しながら、そういったところでの活用を考えていきたいと思っております。以上です。

議 長
教 育 長

(片 岡 健 君) 教育長。

(比奈地敏彦 君) 教育長です。小沢議員におかれましては、日頃から交通安全等に関心を持っていただいております。今までの事例におきましても、天宮の用水の件とか、宮園小の裏手の道の件とか、非常に関心を持っていただいたおかげで、私たちもスムーズな対応というか、フットワーク良く動けたんじゃないかと思えます。

ご指摘のヒヤリハットについて、年1回だけかという部分についてですけれども、先ほど答弁の中で申しましたように、特に低学年に

については、1箇月又は5月の連休明けぐらいまでずっと、担任がついたりして、交通安全意識というんですかね、危険なところについて確認をして、ここにはこういう事件があったんだよ、こういう事故があったんだよというのを、きちっと確認をした上での指導をしていることをございます。

ヒヤリハットという言葉自体も、それこそ重大な災害や事故にいたらないものの、直結してもおかしくないという、こういうことがあると危険だよということについて、子ども達に身をもって体験させるというんですかね。ですので、教師だけでなく、指導員の手を借りて、ここではこんな事故があったんだということをきちっと確認した上で、そのときにはどうしたらいいのかということ、身振り手振りでご指導いただいているところです。

併せて学期の始めに通学班会とかもございますので、そのときには高学年を中心にして学んだものを、それぞれの地区の子ども達、低学年の子ども達にも教えると。そういうような会を設けているところをございます。

ヘルメット等についてございますけども、登下校についてのヘルメット等については今答弁させていただいたように持っていないが、ご承知のとおり、どこの学校の子も達も自転車に乗ります。ですので、自転車に乗る子ども達については、ほとんど全員がヘルメットを、持参のものを持っているのが現状でございます。形も今言ったように不ぞろいのございます。通気性の良いものもあるし、球体的なものもありますけども、そういうものがございますので、先ほど言いましたように、あえてヘルメットを町として、助成でやるということについての考えは今のところ持っておりません。以上です。

議長 (片岡 健 君) しばらく休憩をいたします。
(午後2時21分 ~ 午後2時30分 休憩)
議長 (片岡 健 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
2番、岡野豊君。

2 番議員

(岡野 豊 君) 私は通告のとおり、3 問町長にお伺いをいたします。

最初に、森町心身障害児放課後対策並びに障害者の居場所対策についてお伺いします。国では、障害者福祉に対する法律、障害者自立支援法が平成18年度に制定され、平成25年度に児童福祉法を根拠法に、障害者総合支援法に法律の題名も変更されました。障害者総合支援法では、障害者を施設から地域へという政策に転換されました。

法令改正により、障害者が平成30年度に20歳以上になった場合、入所施設にいられなくなり、選択肢として、自宅で介護するか、日中介護をしていただく施設に通所するかになります。

近隣市には、日中の介護施設があるわけですが、全体的に不足をしている状況にあり、当町でも整備の必要があると考えます。町長に2点伺います。

重度心身障害者の日中介護施設整備の考えは。2点目、心身障害児放課後デイサービス施設、どんぐりの会議室での間借り状態を改善する必要があると考えますが、どのようにお考えか町長に伺います。これにつきましては、西田議員からの質問も類似をしておりますので、私からも、以上2点お願いします。

次に住宅政策についてでございます。旧市街地等の住宅宅地の流動化を図り、町中に活気を取り戻すための一施策として、空き家、空き地につきまして、現在調査が実施されております。当町では優良な宅地の供給を目的として7地区で区画整理事業を実施してまいりました。どの区画整理事業も4年ほどで、事業を完了しておりますが、天宮区画整理組合では、平成9年度から平成29年度までの施行期間として20年を費やしております。工区内には、新田赤松線整備、新田赤松線に架かる天宮橋の整備も含め大きな公共事業も実施してまいりました。森地区の北に位置して、森地区への人口の誘導が図られ、成果を上げていると考えます。

平成29年度に天宮区画整理事業を事業完了し、周辺土地の流動化

の促進を図り、森町への移住・定住の促進を図る新たな施策が必要
であると考えます。2点お伺いします。

1点目、天宮土地区画整理事業の平成29年度組合解散に向けた、
事務手続等への町の支援の考えをお伺いします。

2点目、人口増加への市町村競争が激化していますが、森町への
移住・定住への助成制度等の取り組みの考えはあるかお伺いしま
す。

3問目「野生鳥獣の利活用について」町長にお伺いします。野生
鳥獣の農林業被害は、森町だけでなく日本全国に及んでおり、せつ
かく丹誠を込めて育てた作物が、イノシシに食べられる被害は、農
林業者にとって大きな痛手であります。水田や畑には、電気柵やワ
イヤメッシュ柵が張り巡らされております。農林産物の被害だけ
でなく、11月12日には群馬県高崎市で、庭先でイノシシに襲われ住
民の方が死亡する事件が発生しました。

平成27年度に森町において、鳥獣駆除で捕獲されましたイノシシ
の頭数は227頭で、シカは22頭。本年度は9月1日現在でイノシシ2
10頭、シカ13頭を捕獲しており、最近の数ではイノシシ270頭が捕
獲されたと聞いております。捕獲しなくては、人命が危うい状況に
なります。害獣といっても、野生ではありますが、生き物ですので、
駆除又は捕獲された野生鳥獣肉を、地域活性化に有効に活用する考
えはないか、町長にお伺いをいたします。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 岡野議員のご質問にお答えいたします。は
じめに森町心身障害児放課後対策及び障害者居場所対策について申
し上げます。

1点目の重度心身障害者の日中介護施設整備の考えについてであ
りますが、現在森町内において、重度の身体障害と知的障害を併せ
持つ重度心身障害者の方々に対するサービスを提供する事業所はご
ざいませぬ。

議員ご指摘のとおり、近隣市においては、重度心身障害者が日中

過ごすことができる生活介護サービス事業所が幾つか開設されておりますが、この中東遠地域では既に生活介護サービス事業者が不足している状況と認識しているところでございます。

森町で在宅生活を送り、生活介護サービスを利用している重度心身障害者の方々は現在6人おられ、袋井市と磐田市の生活介護サービス事業者に通所されております。

そのような中で、先ほど西田議員のご質問にも答弁いたしました。が、聖隷福祉事業団森町愛光園が、生活介護サービスを一宮の森町愛光園の通所介護事業所老人デイサービスを活用し、平成29年4月より定員4・5名の基準該当サービスとして試行的に実施し、平成30年4月の事業開始に向け、平成29年度中には施設の改築を行い、定員20名の静岡県が指定する介護サービスの指定事業者として事業の実施をしていきたいとの考えをお聞きしているところであります。

平成18年度に障害者が地域で暮らせる社会を目的に、障害者自立支援法が施行され、平成25年度には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」が施行されたことで、より地域での生活を支援することが重要視されております。町といたしましても、障害を持つ方々が可能な限りその身近な場所、地域において安心して生活を送ることができるための必要な支援を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の心身障害児放課後デイサービスどんぐりの会議室での間借り状態の改善についてであります。このどんぐりにつきましては、平成16年度に袋井養護学校、現在の袋井特別支援学校に通学する保護者からの要望により、学校終了後の放課後を利用し、遊びや創作活動及び児童生徒同士のコミュニケーションを行うことで、個々の言葉や身体機能など発達に遅れのみられる児童生徒について、生活の不自由をなくすように、トレーニングや教育をすることを目的に、事業開始当初から保健福祉センターの機能回復訓練室や多目的研修室を使用しながら実施してまいりました。

開始当初は児童の登録者数5人指導員8人で週1日の実施でしたが、本年度には登録者数17人指導員12人で週5日迎えと帰りの送迎付きとなり、事業内容も充実し、指導員の指導力により保護者の皆さまからも良い評判をいただいているところでございます。しかしながら、場所につきましては専用の場所の確保を、との声が担当課にも伝えられておりましたが、現在まで保健福祉センターの機能回復訓練室や、多目的研修室を使用しているのが現状であります。

そのような中で西田議員のご質問にも答弁いたしましたとおり、聖隷福祉事業団森町愛光園との協議をしていく中で、法人として森町愛光園天宮サテライトの多目的室を利用した放課後デイサービスを、平成29年4月から実施していきたいとの話があり、事業実施に向けて今年度中に、聖隷福祉事業団から職員を派遣していただき、現在のどんぐりを、聖隷福祉事業団が実施する放課後デイサービスにスムーズに移行できるよう努めてまいりたいと考えております。また専門的知識や障害児への対応に関するノウハウがある法人の職員が制度に基づいたサービスを実施することで、利用する障害児に対して充実した放課後支援が提供できることを期待しているところでございます。

次に、住宅政策について申し上げます。

1点目の天宮土地区画整理事業の平成29年度組合解散に向けた、事務手続等への町の支援の考え方についてのご質問でございますが、森町天宮土地区画整理事業は、平成10年2月に組合を設立し、国・県の交付金や町の助成金を加えた資金を基に事業を進めてまいりました。その間、経済状況の低迷等により、当初予定より大幅に事業が遅れ現在に至っております。

土地区画整理事業については、専門の測量コンサルタント会社に必要な業務を委託し、事業を進めるとともに、町は土地区画整理法に基づき、組合からの技術支援の要請を受け、組合設立以来、必要な技術的援助を行ってきました。

技術支援の内容といたしましては、法律の規定に基づき、事業計

画の決定、定款・規約等の策定、仮換地の指定の適正な実施、その他事業の施行に必要な全般的なこと等を支援してまいりました。また、これらに加え、町では道路等公共施設の整備、関係機関との協議、補助金や組合事務運営等の支援も行っているところでございます。

工事については、昨年度全ての工事が完了し、現在は、換地処分に向けて換地計画書を作成しているところでございます。

組合としては、平成29年度内の解散を目指し、理事会や販売企画委員会が中心となり、関係者と協力して事業終結のために必要な、残る保留地全ての処分に向け、鋭意取り組んでいただいております。年明けから解散に向けた実際の手続に入る予定でございます。

解散の手続といたしましては、県の換地計画認可、換地処分通知、県の換地処分公告、区画整理登記及び保留地保存登記で本換地が完了し、次に、清算金の交付及び徴収、県から解散認可がされると、決算報告書の知事承認により、全ての事務が終了し、組合の清算が終わります。

これら手続において町は、組合と県との間に入り、様々な手続がスムーズに進むよう、組合に対し全面的に支援を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長く続いたこの土地区画整理事業の完了に向けて、関係者の皆さまと歩みを一つにして進めてまいりたいと考えております。

2番目の森町へ移住、定住をした際の助成制度等の取組に関するご質問でございますが、人口減少化対策として地方創生や地域活性化を推進する視点からも、全国の自治体で特色を活かした様々な助成制度等の取組が実施されています。

その内容につきましては、主に就業や住居、子育て・教育、医療・福祉に対する支援や移住体験・交流、情報発信などが挙げられます。

こうした中、当町におきましては、現在、子育て支援策として子

ども医療費助成事業や、就業支援事業として新規青年就農者に対する給付金の支給事業等々を実施しているところでございます。

また、今年度、地域おこし協力隊として1名を採用し、地域活性化に取り組んでおり、中山間地域を中心とした町の魅力の情報発信等の充実に努めているところでございます。

議員からご質問のありました助成制度等の創設につきましては、どのような支援が移住・定住に効果があるものなのか、他市町同様の奨励金や補助金の支給が望ましいのか等々、財政状況も考慮しながら、検討していきたいと考えております。

また、今年度につきましては、若手女性職員が中心となって移住促進パンフレットを作成しているところであり、都内イベント等における配布や町内企業の従業員等に配布することで、移住・定住の促進につなげていきたいと考えているところでございます。

さらに、現在、空き家の実態調査を実施しておりますので、その結果を踏まえて、空き家を有効活用していただけるような情報発信等を通じた移住・定住の促進事業等にも取り組んでいきたいと考えております。

3問目の「野生鳥獣の利活用」について申し上げます。町における有害鳥獣捕獲の現状としまして、平成20年頃から捕獲頭数が急増し、平成24年度にはイノシシの捕獲頭数が355頭ありました。今年度、11月末現在の捕獲頭数は、イノシシ282頭、ニホンジカ21頭となっている状態であります。

捕獲された鳥獣の大半は埋設処理されているわけですが、各捕獲地区内で埋設処理しきれない場合もあり、ここ数年は一宮財産区にも埋設場所のご協力をいただき、対応してまいりました。しかし、捕獲頭数が減らないため、今年度は、新たに大河内地内へ埋設場所を確保したり、中遠クリーンセンターへの搬入も開始するという状況があります。また、野生獣肉の利活用については、現在、捕獲従事者の個人消費に限られており、極めて小規模な状況であると思われれます。

町内の料理店では、野生獣肉料理の提供には、衛生や安全面から食肉の処理、販売の許可を持つ町外の業者から野生獣肉を購入して調理しておりますが、需要の減少に伴い、現在予約を除き「ししなべ」等を常時メニューに載せている店はないようです。また、薄場地区でイノシシ肉を利用した「亥のちゃんドッグ」を開発・販売する活動グループも、町で捕れたイノシシを町外の許可業者へ持ち込んで処理してもらい、活用しておりますが、今年5月にエコパスタジアムで開催された「B級グルメスタジアム」以降は需要が少ないため、ソーセージ加工を休止しているようであります。

そのような状況の中、アクティ森では、今年の9月初旬からイノシシ肉を業者から仕入れ「イノシシ丼」（単価1,200円）を提供したところ、3箇月余りで約140食を販売しております。

また、森町有害鳥獣対策協議会では、昨年から研修会の中で、有害捕獲獣の利活用例として、地元猟友会員が個人的に取り組む、イノシシのチャーシューやハンバーグ、シカのローストなどの試食の他、毛皮や角、皮や牙を使った工芸品を展示紹介しております。

その他、全国的には調理用の食肉加工の他、カレーなどのレトルト食品やドッグフード、革製品などに加工し、鉄道駅構内や高速道路サービスエリア、道の駅等を利用し、積極的な販売に取り組んでいるところもございます。

また、県内で野生獣肉の処理加工をしている箇所は、運営の難しさから数は少ないですが、近隣では、浜松市天竜区春野町で今年9月にNPO法人が市の補助を受けて処理加工施設を設置し、運営を始めております。

議員ご質問の「捕獲された野生鳥獣肉を地域活性化のために有効利用する考えは」とのことですが、利活用に関しては、町外の業者などから個人的な問い合わせはあるものの、現在まで、町民から町内に施設を設置し、加工に取り組んでほしいという要望は出ておりません。要望の有無ではなく、野生獣肉を食肉利活用することについては、埋設処理量を減らすことでもあり、何よりも地域活性化を

含めた有効利用に寄与するものであると考えております。

しかしながら、直ちに町内に加工施設を設置することは、設置・運営費用がかなり高額なものになると考えられるため困難だと思われるので、まずは、捕獲従事者である猟友会のご意見をお聞きしたり、先進市町の取り組み状況を調査・研究したり、近隣市の加工施設への搬入などを含め、いろいろな角度から可能性を今後検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長
2 番議員

(片岡 健 君) 2 番、岡野豊君。

(岡野 豊 君) 1 点目の心身障害児放課後児童対策及び障害者の居場所対策につきまして、来年から取り組んでいただけるということで、聖隷福祉事業団さんにも積極的に対応いただけるということで、大変ありがたく思います。

先ほど西田議員のご質問の中にもありましたが、平成29年度に森町障害者福祉計画を策定する予定ということでございます。やはりこの中に、重度心身障害者の日中介護施設を整備しますよということで、文章的にも盛り込んでおく必要があると考えます。積極的にということでございますので、こういった文言を入れていただき、事業を進めていただきたいと思います。

先日、12月5日に、町長に対しまして、障害児を持つ保護者の方々の組織であります「子供も親も笑顔になる会」また「森町手をつなぐ育成会」から要望書が提出されたかと思っております。この中に、保護者の方が、森町で安心して障害児と暮らしていけるようにという願いが書かれたものでありまして、要望書を出された方々は、現在子どもさんが特別支援学校に通っているわけでありまして、卒業後も仲間と過ごす場所があり「社会の一員として社会参加機会がある」そんな基本的な生活ができることを望んでおります。現在卒業生のほとんどが、近隣に通っておりますので、是非ともというご希望がありますので、町としても聖隷事業団さんと積極的にお話を進めていただき、実現に向けて30年に完全施行というかたちで、町長にも

おっしゃっていただいておりますので、そちらに向けて進んでいただければというふうに思います。

放課後等のデイサービス、どんぐりににつきましては、これも天宮サテライトで、来年から試行で実施をしていただけるということで、大変ありがたいと思います。ただ、これは聖隷事業団さん、一宮もサテライトも高齢者の福祉施設というかたちですので、スペース的に、思うようなスペースが確保できればというふうに思いますが、町も特段の配慮をいただきまして、子どもさん、障がい者の方が安心して生活ができるように、町の方でも取り組みをお願いしたいと思いますが、そういったところの助成等の考え方を再度町長にお伺いいたします。

住宅政策についてであります。町長も触れましたが、地方創生で、最重要課題ということで、安倍政権では進めておりますが、地域の活性化に対する支援を行っております。それぞれの地域が知恵を出し合い、競争をするということで私は認識をしております。

地域間競争の時代で、全国の自治体において事業を展開しております。ふるさと納税なども森町をPRするということでは、地方創生に役立っているのではないかと。それから人口減少対策といたしまして、県内の市町でも、移住・定住者への経済的支援を行っております。県のホームページ「移住・定住」サイトを開きますと、県内の空き家バンク、不動産情報を見ることができますが、森町は出てきてはおりません。

天宮土地区画整理組合では、FMラジオにおいて「森町に住もう」「天宮に住もう」というキャンペーンコマーシャルを行ってまいりました。解散してしまうと森町のコマーシャルがなくなってしまうのが残念であります。過去に実施いたしました区画整理事業地内には、整地された土地がまだあるわけで、整地された区画の土地を好む方、旧の市街地を好む方がいらっしゃるかと思います。これらの情報を、コンスタントに提供する必要があります。こういった情報を、今後どういうかたちでPRしていくかというお考えを伺います。

町長がマニフェストで5つの政策を掲げられました。その内の「地域資源をブランドに」では、移住・交流促進として、空き家を活用した人の誘致。また「次世代を担う若者を呼び込む」では、移住・定住促進として、都市の若者への空き家・移住情報の提供、更に移住・定住者への経済的支援を掲げております。私もまさにその通りだと思っております。

県下11市1町が「移住・定住者への経済的支援」を実施しており、移住・定住者に対し奨励金の支給も行っております。富士市では、数々の上乗せ条件がありまして、最大で200万円の奨励金が支給されます。これら積極的に人の誘導を図っている市町に対しまして、森町では、町長がマニフェストにあります「次世代を担う若者を呼び込む」ための「移住・定住者への経済的支援」をどのようなかたちで実施するのかお伺いいたします。それから都市の若者への空き家・移住情報の提供、これを全国に向けてどのようなかたちで行っていくかをお伺いいたします。

3問目、野生鳥獣肉の利活用についてであります。全国における農産物被害は、平成11年度以降200億円という大変大きな金額になっているということです。森町におきましても、平成26年度の農林水産業被害額は11,575千円ということで、被害作物については、稲、茶、いも類、野菜、しいたけ、あゆなどということで多岐にわたっているということだそうです。

先ほど町長からも、答弁の中にもありましたけども、平成22年にイノシシ・シカの捕獲頭数が200頭になりまして、平成24年には355頭と、大変多くのこういった捕獲をされている状況です。春野町杉地区で「春野山の村」に、NPO法人の「ジビエ工房ジミート」と、町長からもお話がありました。この建設の経過は、野生鳥獣が埋め立て処理されるケースが非常に多いということから、処理加工施設を9月20日にオープンさせたということでもあります。

当町でも捕獲頭数が多くなりまして、一宮から大河内に、埋設処分場が、そちらに作られたということをお伺いしております。森町で

も、捕獲してそのまま埋立てをしてしまうということで、大変場所にも苦慮しているということを聞いております。春野町のジミートでは、処理加工目標を年間100頭ということで設定をしているのであります。私が11月初旬に行きましたら、9月20日から11月の初めですけども、イノシシとシカを合わせて15頭の処理をしたということで、まだまだ処理頭数には余裕があるということでした。

森町で捕獲をした野生鳥獣を、春野のジミートへ持ち込みまして、そこで処理加工をしていただければ、大変安全なものということで、真空パックで肉を購入することができます。地元の猟友会の方、やはり埋立てをするにも労力を要しますので、春野町の方に自動車で行けば1時間ちょっとくらいで行けるわけでありますので、そちらの方に持ち込んでいただいて、春野の方のそういった事業にも貢献できるのではないかというふうに思いますので、そういった考え方はいかがかと思っておりますので、再度町長にお伺いをいたします。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 岡野議員からの再質問にお答えをさせていただきます。まず1問目の愛光園が行ってくださる事業について、町として支援をどうかというご質問かと思っております。愛光園さんが、いずれも事業として捉えて、取り扱ってくださるということでありますので、町として当然、事務手続等で必要となる支援を行ってまいります。

ただしそこで、改修費用あるいは増築もあるかもしれませんが、そういった費用が生ずる場合に、町がどれだけ財政的な支援をするかということについては、今のところまだ、特に天宮サテライトについては、既存の施設を使ってということですので、そこまで大きな事業費がかからないと伺っておりますし、一宮につきましても、今後改修が必要になるということですが、それについても、具体的に支援の要請をいただいているわけではありません。ですので、それが町としてやるべきことならばやっていきたいと思っておりますし、事業者として、事業者が事業として行うことに伴って必要な経費であ

るならば、それは事業者が負担すべきだというふうにも考えますので、その点については今後詳細が分かれば検討していきたいと思えます。

先ほど中根幸男議員のご質問にお答えした際にも申し上げましたが、愛光園がそういった新たなサービスを実施することにつきまして、町の負担も新たに発生するわけでありまして、当然町が負担しなければならない扶助費につきましては、負担をしていくというふうにも考えております。まずはそれが、町ができるというか、町がしなければいけない最初の支援だと思っておりますので、その点はご理解いただきたいと思えます。

次に、空き家等の利活用について、若者をどのように森町に引き込んでいくかということではありますが、こちらにつきましても、これまでの答弁の中で何度となく申し上げておりますが、まずは現在空き家の実態調査をしております。そのような中で持ち主の方の意向の調査もいたします。改修をすれば貸し出したいあるいは売却したいというお考えなのか、そこに支援があればそのようにしたいとお考えなのか、その辺のご意向も確認しながら、より効果的な支援を行ってまいりたいと思えます。

それから情報発信につきましても、これもまずはどれだけの情報が集まるか、発信すべき情報をまずは集めるということが今の状態でもありますので、これは空き家に限らず、住宅の建設可能な空き地についても併せて調査をしておりますので、そういった情報を町のホームページ、あるいはこれからSNS等も活用しながら情報発信を行ってまいりたいと思えます。

先ほども少し触れましたけれども、国土交通省では全国規模のそういった空き家バンク、データも収集して公開していくという考えがあるようなので、そういったところにも積極的に参加をしていきたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、他の市町と共同で移住・定住のお試し体験というものも実施していく計画でありますし、都内で行

われる移住・定住のイベントにも森町として出店をしてアピールをしていく。いろいろな手段を使いながら、いろいろな場面で、いろんな方面に情報を発信していきたいと考えております。

それから3点目の野生鳥獣の件であります。春野町で新たに開設された事業所につきましては、私も担当課から報告を受けております。ただしこの施設では、現在イノシシやシカの買取り条件を、仕留めてから1時間以内のものというように定めているようです。

この施設まで森町役場から片道40キロメートル、約1時間かかるかと思えますけれども、やはり仕留めてから1時間以内でないと、なかなかいい食肉加工ができないというようなことでございますので、そういったことが可能な地域で捕獲された獣肉であるならば搬入も考えられるかもしれませんが、役場よりも南部で捕獲されたものについては、移動距離も1時間以上かかってしまいますし、捕獲した猟友会の皆さんにとりましても、長時間の輸送ということになりますので、その辺も先方の受入れ状況を確認しながら、また実際に従事している猟友会の皆さんのご意見も伺いながら検討をしてみたいと思っております。以上です。

議長
2番議員

(片岡 健 君) 2番、岡野豊君。

(岡野 豊 君) ありがとうございます。障がい者の生活介護につきましては、愛光園さんとお話をさせていただき、保護者の方が安心して、子どもさんを預けて、障がい者の方がいられるという施設にさせていただきたいというふうに思います。

住宅についてであります。森町の、今現在空き家の調査しているということでもあります。持ち主の方の意向を、より効果的に把握をして情報発信をしていくということで、いろいろな情報発信の方法があるかと思います。私も携帯で、町のホームページ、県のホームページを開けば、すぐいろいろな情報が出てきますので「うさぎとかめ」ではありませんが、先行している12市町があります。そちらの方が先行しているわけでもありますので、森町は森町の、町長のおっしゃる効果的な方法ということもよく検討していただきまし

て、都市部の若者が森町に好奇心を持つようなホームページなりを作って情報も出していただけたらありがたいと思います。インターネット等を活用して、町長の中ではどんなものが頭の中に、マニフェストにありました情報を提供するという、どんなものがあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから野生鳥獣ですが、捕獲をして、仕留めて1時間以内で春野の処理加工施設に持っていくというのが条件になると。やはり直腸温度というものも重要だということでお聞きしております。地域もやはり限られるかなと思います。

このジミートの計画は100頭という話をしましたけども、実際には、採算ベースが100頭ではありません。150頭ほど処理しないと採算ベースにのっていかないということだそうです。春野では最近イノシシが減ってシカが多くなっていることを言うておりました。ですので、やはり歩留まりがあるわけですけども、イノシシの方が歩留まりが少ないということも言うておりましたので、森町の方でイノシシが270頭300頭と捕れておりますので、春野の方でもイノシシが必要ではないかと、こういった協議をしていけたらと要望します。

それから遠距離ですので、町内で埋設する場合には運搬の費用等は出ていないかと思いますが、町長がおっしゃったように、40キロメートルを時間の制限がある中で行きますので、できましたら運搬をするための補助制度等がつかましたら、また春野の方にも搬入をされる頭数が出てくるのではないかと、それがまた経費が下がって、森町でもそういったイノシシ肉が食べられるということに、購入費用も下がってくるのではないかと思いますので、再度そういった考えはないか町長にお伺いをいたします。

議 長
町 長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 再々質問は2点でよろしいですね。1つ目のどんな方法で空き家情報等を発信するかということでございますが、どんな方法でというのが、先ほどSNS等を活用してというよ

うに申しあげましたけれども、町のホームページはもちろんのこと、誰がSNSの情報を発信するかということもありますが、効果的な方法を考えてを行っていきたいと思います。

具体例にどうだということ、今特段、そこまで考えているわけではありませんので、そこまでのお答えはできませんが、これから効果的な、そのときそのときに合ったというものがあると思いますので、また誰に対してアピールするかという対象者によっても方法は違って来るかと思しますので、その辺は検討しながら取り組んでいきたいと思います。

それから有害鳥獣の、野生鳥獣の食肉化ということについてありますが、春野町のジミートに搬入した場合には、その運搬費の補助を出したらどうかというご提案でございますが、できればですね、もう少し大きな考え方で、では持ち込んだ食肉を、今度は町内でどのように活用するか、そういったことまで含めて制度を考えていきたい。そして補助制度を行うならば、そのようなことまで含めて、ただ運搬費をどうのこうのではなくて、その後の食肉の有効活用まで含めたかたちで、森町としてこの有害鳥獣の食肉の活用ということを考えてまいりたいと思います。以上です。

議長
1 番議員

(片岡 健 君) 1 番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 1 番、中根信一郎でございます。患者バスの利活用について質問させていただきます。

現在、森町病院の患者さんの足代わりとして、三倉地区大河内、田能地区に運行している患者バスを、病院到着後、町内の循環バスとして利用し、町内の主な場所に人を降ろし、午後患者さんを乗せる前に、同じ場所などで人を乗せてから病院にて患者さんを乗せて運行することを伺います。

利用できる時間は少ないかと考えますが、町内循環バスの試行として考え、より正確な試算や、問題点・改善点を知るのによいと考えます。また、先ほど西田議員からも、高齢者の運転免許証の返納の話がありましたが、少しでも足代わりになれば、今後免許証の返

議 長
町 長

納に繋がると考えますが、いかがかと伺います。

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 中根信一郎議員のご質問にお答えいたします。「患者バスの利活用を」についてのご質問でございますが、患者バスにつきましては、三倉診療所の廃止に伴い、無医地区となった三倉地域住民の町内医療機関への輸送手段として、県のへき地患者輸送バス運行補助事業により、町がマイクロバスを購入し、昭和49年度から運行をスタートしました。

その後、昭和60年頃に同じ無医地区でバス路線が廃止となった一宮地区からの要望があり、運休日となっていた水曜日を活用して一宮方面への運行も開始しております。

平成8年10月には、老朽化したマイクロバスを更新し、現在に至っておりますが、更新後20年が経過し、走行距離も30万キロメートルを超えている状況にあります。

近年、中山間地域の人口減少の影響による患者数の減少とともに、患者バスを運行しても、自宅から乗車場所へ向かう交通手段がないといった問題があったり、病院の方向性として、訪問診療などの在宅医療や巡回診療にも力を入れようとしている中で、患者バス利用者は年々減少している状況にあります。

現在の患者バスについては、その老朽化と利用者の減少により、今後、車両を更新するかどうかという検討すべき問題もありますが、議員ご指摘の「町内循環バス」として試行的な利活用を図ることについては、先ほど申し上げましたとおり、県の補助事業によりマイクロバスを購入し、その維持管理についても、引き続き補助金をいただいで運行していることを踏まえ、現在の患者バスの目的外の運用を図るということは、補助事業の性格上難しいものであると考えます。

また、議員からご発言のありました患者バスの他地区での利活用につきましては、町全体のバス運行体系として考えるべき課題であると認識しております。

こうした中、平成27年11月に議会から、町営バス事業の見直しに関する要望書をいただきまして、その際に回答をさせていただきましたが、現在の患者輸送バスを町内循環バスとして利用する場合には、民間バスやタクシー事業者との競合も想定されること、また、運行経費等を試算した結果、現在よりも大幅に増額すること等が想定されるため、現時点での実施については、難しいものと考えております。

しかしながら、バスを中心とする公共交通の見直し・検討を図ることは、町の重要な課題であると考えておりますので、今年度から地域公共交通の検討調査業務を開始しており、森町地域公共交通会議における、委員の皆さまとの意見交換や、町民アンケート調査の結果、近隣市町の交通体系等々も考慮する中で、森町にとって、より良い交通ネットワークを構築していきたいと考えております。

その際には、バスの試行運行等も一つの手段であると考えており、また、公共交通サービスの充実を図ることによって、高齢者の運転免許証の返納率の向上にもつながっていくものと考えております。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長 (片岡 健 君) 1番、中根信一郎君。

1番議員 (中根信一郎 君) ご答弁ありがとうございました。以前から、町内の足代わりを、皆さん求めていらっしゃるというような状況の中で、今後、先ほど企画財政課長さんからも報告があったように、検討中であるということでしたので、今後もそういったことにご努力をいただいて、是非ですね、実現を早くしていただきたいということをお願いをして終わります。

議長 (片岡 健 君) これで一般質問を終わります。

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出がありま

す。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (片岡 健 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩をいたします。

(午後 3 時 2 1 分 ~ 午後 3 時 2 2 分 休憩)

議長 (片岡 健 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、町長から、議案第93号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程 1 の第 1 として、議題にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (片岡 健 君) 「異議なし」と認めます。

議案第93号を日程に追加し、追加日程 1 の第 1 として、議題とすることに決定しました。

追加日程 1 の第 1、議案第93号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (片岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま、上程されました議案第93号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年の人事院の「一般職の職員の育児休業等

についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等についての勧告」に基づく、国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

改正内容でございますが、近年の少子高齢化の進展により、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われており、公務においても働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めていくことが必要となっております。このような社会情勢を踏まえ、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護時間を新設すること等について制度化することといたしました。

まず、本条例第1条でございますが、育児休業等の対象となる子の範囲を、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子及び児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子等にも拡大するものであり、育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限についても職員が養育する子の範囲を同様に拡大するものであります。

介護休暇の分割につきましては、職員が介護休暇を請求できる期間を、要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定でき、経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置いたします。

介護時間の新設につきましては、日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しない介護時間を承認できる仕組みを新設いたします。ただし、介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給といたします。

次に、本条例第2条につきましては、児童福祉法が改正され「養子縁組里親」が定義付けされたことに伴い、養育する子の範囲を改

正するものでございます。

なお、施行日については、本条例第1条は平成29年1月1日から、本条例第2条は平成29年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、鈴木托治君。

7番議員 (鈴木托治 君) 7番、鈴木です。私は兼ねてから、非常に公務員の方々の休暇とか給料に関する面で、非常に一般的の人たちと比べて恵まれていると、そのことに関しては、それぞれの人生というものがあるわけですから、いい運命の下に生きているなと思っているわけです。皆さんの出勤数は、大体私の計算では240日くらい、63パーセントくらい出勤して、あと37パーセントお休みになっているというのは、非常に楽というとおかしいですけど、そんなことだと思っんです。

そこで、有給休暇が当然あるわけですけど、勤務年数によって違うと思っんですけど、最高何日まで有給休暇が取れるかということと、その有給休暇を全部とるということは、法律的にはもちろん許されているわけですけど、そういう場合は勤務評定というか、仕事の評価に関係するのかどうかということをして1点。

あと病気で、職員の方が長く長期療養にかかっている方があると聞きました。そこでも給料は2年・3年とかに渡ってそのまま支払っているということは、当然民間では考えられないような待遇があるわけですけど、その人達が果たして何年間病気で休んでも給料は払われているのか、その2点だけちょっと説明願います。

議長 (片岡 健 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 総務課長です。職員の年次有給休暇でございますが、最高40日までとることができます。それで20日とった場合には、あとの20日は翌年度に繰り越されまして、また40日となる

と。40日ある内の30日をとってしまいますと、10日間がその次の年に繰り越されるということで、次の年は最高30日までということになっています。

それで、これが職員の勤務評価に関係するかといいますと、年次有給休暇は条例上認められているものですので、評価には直接関係はございません。

それから、年次有給休暇の取得でございますが、年間今のところ8日くらいが平均です。公務員が休暇的に恵まれているのではないかということでございますけども、一般の会社につきましても、同じような休暇となっていて、私事ではございますけども、私の女房が会社に行っておりまして、そこで40日ありますので、もしとらなかった場合は組合の方から言われるということで、きっちり20日間はとるようにということで、年末になってきましたので、この頃有給ばかり使っています。そんな状態でございますので、特に公務員が優遇されているというようなことではないと思っています。

それから病気休暇の関係につきましても、給料が全額支払われるということではございません。ある程度いきますと、無給というようになってまいります。また育児休業という制度もございますが、例えば育児休業をとったときには、最初の6箇月は給料がないわけですけども、その代わり共済組合から最初の6箇月は3分の2手当が出ると。次の6箇月は2分の1の手当が出るということになっています。以上です。

議 長

(片岡 健 君) 7番、鈴木托治君。

7番議員

(鈴木托治 君) 今課長の方から答弁がありましたけど、普通の企業の場合は、大体皆さんと一緒にくらいの休暇をとっていると。ほとんど変わらないというような説明でありましたけど、実際には森町に住む職人とか大工さんを含めたそういう人達とか、あるいは零細企業に勤める人達は、年末年始とか夏休みはありますけど、日曜日以外はほとんど土日だろうが祭日だろうが出ているのが実情で

ありまして、そこらの認識ももうちょっとしていただけたらなと思います。

それはそれとして、とにかくできるだけ、皆さんがそういう中で一生懸命頑張っていたいただければ、そういう制度の中ならば運用は十分できるということで、そういう認識を持たしていただきました。それは別に質問ではなくて、感想とさせていただきます。

議長 (片岡 健 君) 他に質疑はありませんか。

8番、西田彰君。

8番議員 (西田 彰 君) 今回介護休暇時間というものが設けられるということでございますが、公務員の皆さんにも、今の国の社会保障というものの本当に脆弱なところが及んできているんじゃないかと。もう既に、病気でも介護でも、先ほど言った重身の皆さんもそうですけど、家庭・地域へどんどん帰されていると。もう家で看なければいけないと。家族が看なくてはいけないと。こういう状況が本当に起こってきていると。日本の国はこれからどうなるかなと。

そういった中で、この休暇というものが、どうしても親御さんや障害のある子どもさんがいるとなれば必要なものだと思います。それが今托治議員からもお話があったように、地域の中小企業・零細企業の皆さんにもそういった方向に進むように、やっぱり行政側も指導していかなければいけないし、その支援もしていけないと思います。

一つ聞きますけども、今職員の皆さん、年次有給休暇、また病気休暇という特別なことがなければ休まない、病気にならなければ休まないと思いますけども、あと特別休暇、組合休暇等がありまして、全体でどのくらいの休暇が取れるのか、お聞きいたします。

議長 (片岡 健 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 総務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えしたいと思います。特別休暇につきましては、種類がたくさんありまして、ここに表に載っているだけでも、20種類くらいあるのではないかとお考えしますが、その中で主立ったものを申し上

げます。結婚する場合には連続する5日以内とか、出産する場合は出産日前6週間、出産した場合は出産の日の翌日から8週間、配偶者が出産する場合それでも2日以内の特別休暇がございます。それから子の看護をする場合5日以内。要介護者の世話をする場合5日以内。親族が死亡した場合、これは3親等以内ですが、1日から10日以内の範囲内であります。父母等の追悼等の行事をする場合は1日。この他にもいろいろ特別休暇がございます。

それから介護休暇という制度もありますが、平成27年度の取得はゼロでございました。先ほど申し上げました育児休業の取得の状況ですが、平成27年度に育児休業を開始した職員につきましては、幼稚園1人、病院が6人ございまして、該当する方の取得率は100パーセントとなっております。

病気休暇の取得状況ですが、これは例えばうつ病とか、インフルエンザでの病気休暇とか、こういう方が平成27年度では12人いました。以上です。

議長 (片岡 健 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第93号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (片岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第93号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年12月森町議会定例会を閉会します。

(午後 3 時 3 9 分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成28年12月19日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上